

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

○職員の退職手当に関する条例等の一部改正 (人事課)	14	○亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例 (障害福祉課)	33
○亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正 (人事課)	14	○亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正 (高齢福祉課)	34
○亀岡市移住・定住促進施設設置条例 (ふるさと創生課)	15	○亀岡市介護保険条例の一部改正 (高齢福祉課)	35
○亀岡市会館条例の廃止 (市民力推進課)	21	○亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (高齢福祉課)	36
○亀岡市交流会館条例の一部改正 (市民力推進課)	21	○亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正 (高齢福祉課)	47
○亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正 (総務課)	23	○亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 (高齢福祉課)	48
○亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 (自治防災課)	23	○亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正 (高齢福祉課)	53
○亀岡市債権管理条例 (財産管理課)	24	○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (保育課)	54
○亀岡市立学校施設使用条例の一部改正 (社会教育課)	26	○亀岡市企業立地促進条例の一部改正 (ものづくり産業課)	54
○亀岡市公民館設置及び運営に関する条例の一部改正 (社会教育課)	27		
○亀岡市循環型社会推進条例の一部改正 (環境クリーン推進課)	28		
○亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (保険医療課)	28		
○亀岡市国民健康保険条例の一部改正 (保険医療課)	29		
○亀岡市厚生会館条例の廃止 (地域福祉課)	32		

○亀岡市都市公園条例の一部改正 (都市整備課) 54	○亀岡市財務規則の一部改正 (財産管理課) 82
○亀岡市空家等対策の推進に関する条例 (建築住宅課) 55	○亀岡市厚生会館条例施行規則の廃止 (地域福祉課) 83
○亀岡市議会基本条例の一部改正 (議会事務局) 58	○亀岡市介護保険条例施行規則の一部改正 (高齢福祉課) 84
○亀岡市議会定例会条例の一部改正 (議会事務局) 58	○亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正 (病院総務課) 84
○亀岡市議会委員会条例の一部改正 (議会事務局) 59	○亀岡市社会体育施設条例施行規則等の一部改正 (保育課) 85
○亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部改正 (税務課) 59	○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正 (保育課) 86
○亀岡市立幼稚園条例の一部改正 (教育総務課) 65	
規 則	
○亀岡市事務分掌規則の一部改正 (企画調整課) 66	
○亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部改正 (人事課) 71	
○亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正 (人事課) 72	
○亀岡会館条例施行規則の廃止 (市民力推進課) 74	
○亀岡市交流会館条例施行規則の一部改正 (市民力推進課) 75	
○亀岡市債権管理条例施行規則 (財産管理課) 76	
○亀岡市後期高齢者医療に関する条例施行規則 (保険医療課) 77	
○亀岡市企業立地促進条例施行規則の一部改正 (ものづくり産業課) 77	
○亀岡市空家等対策の推進に関する条例施行規則 (建築住宅課) 78	
○亀岡市副市長事務担任規則等の一部改正 (企画調整課) 79	
○管理職手当支給規則の一部改正 (人事課) 81	
	告 示
	○亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部改正 (障害福祉課) 88
	○亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱の一部改正 (ふるさと創生課) 90
	○亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱の一部改正 (ふるさと創生課) 92
	○公示送達 (保険医療課) 93
	○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 94
	○亀岡市指定金融機関、亀岡市指定代理金融機関及び亀岡市収納代理金融機関の指定の一部改正 (会計課) 94
	○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 95
	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 95
	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 96

○大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部改正 (自治防災課)	96	○亀岡市国民健康保険徴収嘱託員取扱要綱の廃止 (保険医療課)	110
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	97	○亀岡市介護保険料徴収嘱託員取扱要綱の廃止 (高齢福祉課)	111
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	97	○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課)	111
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	97		
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	98	—— 訓 令 ——	
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	98	○亀岡市公用自転車の管理等に関する規程 (財産管理課)	112
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	99	○亀岡市工事請負業者選定事務処理要領等の一部改正 (契約検査課)	113
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	102	○亀岡市事務処理規程の一部改正 (企画調整課)	114
○平成30年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課)	106	○亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱 (人事課)	115
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	106	○亀岡市職員の政策研究に関する要綱の廃止 (企画調整課)	116
○亀岡市バイオマスエネルギー利活用詳細ビジョン策定委員会設置要綱等の一部を改正する告示 (企画調整課)	106	—— 公 告 ——	
○亀岡市くらしの資金貸付規程の一部改正 (地域福祉課)	107	○一般競争入札 (条件付き) (合併入札)の執行 (契約検査課)	117
○亀岡市創業支援助成金交付要綱の一部改正 (ものづくり産業課)	107	○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	124
○亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱の一部改正 (ものづくり産業課)	108	○亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (都市計画課)	125
○亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付要綱の一部改正 (ものづくり産業課)	108	○施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市整備課)	126
○公示送達 (保険医療課)	109	○捕獲犬の抑留 (環境政策課)	127
○指定介護予防支援事業者の指定 (高齢福祉課)	110	—— 任免及び辞令 ——	
○亀岡市後期高齢者医療保険料徴収嘱託員取扱要綱の廃止 (保険医療課)	110		
		議会事務局欄	
		—— 規 則 ——	
		○亀岡市議会会議規則の一部改正	128

監査委員欄			
—— 公 表 ——			
○平成29年度定期監査	128	○京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所	140
教育委員会欄			
—— 規 則 ——			
○亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則の一部改正	132	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	141
○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正	132	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	141
○亀岡市立学校施設使用条例施行規則の一部改正	134	○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	141
○亀岡市社会教育指導員に関する規則の一部改正	135	○京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	142
○亀岡市教育委員会基本規則等の一部を改正する等の規則	136	○京都府知事選挙における各投票区の投票所	143
—— 教育長訓令 ——			
○亀岡市教育委員会事務専決規程の一部改正	137	○京都府知事選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	144
○学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程の一部改正	138	○京都府知事選挙における期日前投票所	144
○亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正	139	○京都府知事選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任	145
選挙管理委員会欄			
—— 告 示 ——			
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	140	○京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	146
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	140	○京都府知事選挙の開票の場所及び日時	146
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	140	○京都府知事選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時	146
		公平委員会欄	
		—— 規 則 ——	
		○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	147
		上下水道部欄	
		—— 規 程 ——	
		○亀岡市水道事業給水条例施行規程	148

—— 告 示 ——

○公共下水道の供用及び汚水の処理の開始 154

市立病院欄

—— 規 程 ——

○亀岡市立病院処務規程等の一部改正 155

公布された条例のあらまし

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 国家公務員の退職給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、退職給付の官民均衡を図るため、退職手当の基本額に係る調整率を国に準じて、100分の83.7（現行100分の87）に引き下げることとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 職員が赴任のため、住所又は居所を移転する場合、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて、移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給ができることとする事とした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市移住・定住促進施設設置条例要綱

- 1 本市の優れた文化的資源を滞在しながら体験できる環境を市内外の人々に提供し交流を

深めてもらうことで、移住・定住の促進、観光振興及び地域の活性化を図ることを目的として、亀岡市西堅町14番地及び15番地に亀岡市移住・定住促進施設を、名称を「離れ」にのうみ（以下「にのうみ」という。）として設置することとした。

2 使用の許可、使用許可の制限及び使用許可の取り消し並びに使用者の義務、制限等所要の規定を設けることとした。

3 目的外使用の許可、立入検査及び市の免責等所要の規定を設けることとした。

4 使用時間並びに使用料及び目的外使用料の規定を設けることとした。

5 条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとした。

6 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、使用の許可申請その他のにのうみを供用するために必要な行為は、条例の施行前においても行うことができることとした。

亀岡会館条例を廃止する条例要綱

1 亀岡会館を平成30年3月31日をもって廃止することに伴い、亀岡会館条例を廃止することとした。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例要綱

1 森のステーションかめおかの取り組みに係る亀岡市交流会館の利用促進のため、所要の規定整備を図ることとした。

(1) 宿泊施設の使用料及び使用時間の規定を設けることとした。

(2) 休館日を改めることとした。

(3) 目的外使用料に係る規定を設けることとした。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)の規定は、平成30年7月1日から施行することとした。

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 長期継続契約を締結することができる契約のうち、庁舎その他市が管理する施設の維持及び保守管理業務の委託に関する契約に、設備の借入れ及び保守に関する契約を加えることとした。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱

1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団

員等に対する損害補償の補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額及び加算対象の区分を改正することとした。

2 その他所要の規定整備を図ることとした。

3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市債権管理条例要綱

1 債権管理の適正化を図り、市民負担の公平性を確保し、公正かつ円滑な行財政の運営を行うため、必要な事項を定めることとした。

2 その他所要の規定整備を図るため、関係条例を改正することとした。

3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例要綱

1 亀岡市立亀岡中学校若木の家の学校教育以外の利用について、必要な使用料等を定めることとした。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 亀岡市中央公民館を平成30年3月31日をもって廃止することとした。

2 関係条例を廃止することとした。

3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例要綱

- 1 受益者負担の原則に基づき、家庭系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物を市の指定する処理施設へ搬入するときに係る手数料を次のとおり改定することとした。

現 行	改正後
10キログラムにつき 150円	10キログラムにつき 180円

- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成30年6月1日から施行することとした。

亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 後期高齢者医療に関する法律の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者で住所地特例の適用を受け従前の住所地の被保険者とされている者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合には、特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる規定を設けることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 平成30年度から京都府が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を推進するために必要な規定整備を図ることとした。
- 2 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。
- (1) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を580,000円（現行540,000円）に改めることとした。
 - (2) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を275,000円（現行270,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を500,000円（現行490,000円）に改めることとした。

- 3 関係条例の改正及びその他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市厚生会館条例を廃止する条例要綱

- 1 亀岡市厚生会館を平成30年3月31日をもって廃止することに伴い、亀岡市厚生会館条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例要綱

- 1 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、手話及び多様なコミュニケーション手段に関する施策を推進することにより、障害者と障害者以外の者が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる地域社会を実現することを目的とすることとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を改めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 第7期介護保険事業計画の実施に伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定めることとした。
- 2 所得段階区分の対象者を次のとおり改定することとした。

所得段階	現 行		改正後	
第1段階	①本人が生活保護受給者 ②本人が老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税者 ③住民税世帯非課税者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第2段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者		同 左	
第3段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者		同 左	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第5段階	基準額	基準額	基準額	同 左
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の者		同 左	
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	
第10段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者		同 左	
第11段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者		同 左	
第12段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が800万円以上の者		同 左	

- 3 罰則及び調査権の対象者を「第1号被保険者」から「被保険者」に改めることとした。

4 その他所要の規定整備を図ることとした。

5 この条例は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の保険料から適用することとした。

亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例要綱

1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めることとした。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改めることとした。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行

することとした。

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めることとした。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改めることとした。

2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例要綱

- 1 活力あるにぎわいのまちづくりを推進するため、助成対象企業者の指定基準を加えることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 都市公園法及び都市公園法施行令の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市都市公園条例の一部を改正することとした。
 - (1) 運動施設の敷地面積の割合を定めることとした。
 - (2) 認定公募設置等計画に基づき、公募対象

公園施設を設ける場合の建蔽率の特例基準を定めることとした。

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市空家等対策の推進に関する条例要綱

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、亀岡市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心なまちづくりを推進するために必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成30年6月1日から施行することとした。

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法等の改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正した。
 - (1) 平成30年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を平成32年度（現行：平成29年度）まで3年延長することとした。
 - (2) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成32年3月31日（現行：平成30年3月31日）まで2年延長することとした。
 - (3) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置を創設することとした。
 - (4) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行した。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 幼稚園保育料を次のとおり改正した。

階層	世帯の階層区分	月額
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	1,000円
第3階層	市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	2,400円
第4階層	市民税所得割課税額 1円以上10,000円未満	5,000円
第5階層	市民税所得割課税額 10,000円以上48,600円未満	6,000円
第6階層	市民税所得割課税額 48,600円以上57,000円未満	6,500円
第7階層	市民税所得割課税額 57,000円以上77,101円未満	7,000円
第8階層	市民税所得割課税額 77,101円以上211,201円未満	9,000円
第9階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	11,000円

- 2 ひとり親等世帯のうち、第4階層から第7階層までの第1子の保育料を2,400円とした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行した。

条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第2号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年亀岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年亀岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第3号

亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 赴任 新たに任用のため招致された職員等が、その任用に伴う移転のため住所若しくは居所から新在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員等がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(5) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第3条第1項中「出張」の次に「し、又は赴任」を加え、同条第2項中「一に」を「いずれ

かに」に改め、「出張」の次に「又は赴任」を加える。

第6条第1項中「及び食卓料」を「、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」に改め、同条に次の3項を加える。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第20条の次に次の1条を加える。

(移転料、着後手当、扶養親族移転料)

第20条の2 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例によりその範囲内において、市長がその都度定める。

第22条中「（昭和25年法律第114号）」を削る。

第23条を次のように改める。

(退職者の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日にいた地から、退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤

地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

第24条第1項に次の1号を加える。

(2) 職員が赴任中に死亡したときは、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

第24条第2項中「第2条第1項第4号」を「第2条第1項第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市移住・定住促進施設設置条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第4号

亀岡市移住・定住促進施設設置条例

(設置)

第1条 亀岡市の優れた文化的資源を滞在しながら体験できる環境を市内又は市外に住所を有する者に提供し、市内外の人々及び地域住民の交流を深めることにより、移住・定住の促進、観光振興及び地域の活性化を図ることを目的として、亀岡市移住・定住促進施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 亀岡市移住・定住促進施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 「離れ」にのうみ
位置 亀岡市西堅町14番地及び15番地

(使用時間)

第3条 「離れ」にのうみ(以下「にのうみ」という。)の使用時間は、別表第1に掲げる種別に応じ、定める時間とする。ただし、2日以上連続して使用する場合には、到着日及び出発日を除いて、連続して使用する期間中について、又は市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(施設の構成)

第4条 にのうみの施設は、次に掲げる名称の室をもって構成する。

- (1) 応挙
- (2) 梅岩
- (3) 了以

(事業)

第5条 にのうみでは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 移住・定住促進に関すること。
- (2) 観光振興に係る宿泊施設の提供に関すること。
- (3) 地域の活性化に資する活動への施設の提供に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めるとき

(使用の許可)

第6条 にのうみ及びその附帯施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。

2 市長は、前項の使用の許可に関して、にのうみの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、

市長は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附帯設備その他器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。(使用許可の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 災害その他不可抗力の事由によってにのうみの使用ができなくなったとき。
- (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。(使用の拒否等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、使用を拒否し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (4) その他にのうみの管理上支障があると認められる者(使用者の管理義務)

第10条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用期間中その使用に係る施設及び附帯設備を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用権を譲渡し、若しくは他人に使用させ、又は特に許可を受けた場合のほか、目的外に使用してはならない。

(使用料)

第12条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料は、別表第2に掲げる額とする。

(使用料の減免)

第13条 市内に住所を有する者が宿泊使用する場合は、使用料を3割減額とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用)

第15条 きのうみは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がきのうみの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

(目的外使用料)

第16条 目的外使用の許可を受けてきのうみの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第3に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

(目的外使用料の減免)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

(保証金)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、

目的外使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。

4 保証金には、利子を付けない。

(特別の設備の制限)

第19条 きのうみを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備に要する経費は、全て使用者又は目的外使用者（以下「使用者等」という。）の負担とする。

(原状回復義務)

第20条 使用者等は、きのうみの使用を終わったとき、使用の許可を取り消されたとき、又は使用を停止されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者等から徴収する。

(損害賠償の義務)

第21条 使用者等は、きのうみの施設若しくは附帯設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(立入検査)

第22条 市長は、きのうみの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、検査することができる。

(市の免責)

第23条 使用者等においてきのうみの施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例の規定に基づく処分により損害を生じた場合は、市は、一切その責めに任じないものとする。

(指定管理者による管理)

第24条 市長は、にのうみの設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、にのうみの管理を指定管理者に行わせることができる。

2 にのうみの管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）の定めるところによる。

3 にのうみの管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第4に定めるところとする。

4 指定管理者が行うにのうみの管理の基準は、第3条及び第6条から第9条までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第6条から第9条までの規定、第12条、第14条、第19条、第20条及び第22条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第25条 にのうみの管理を指定管理者に行わせる場合は、第12条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、第12条から第14条までの規定及び別表第4中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第2に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可申請その他のにのうみを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第3条関係)

使用種別	使用時間
宿泊、移住体験使用	午後3時から翌日午前10時まで
日中使用	午前9時から午後8時まで

別表第2 (第12条関係)

使用種別	名称	区分	使用料 (1泊につき1人当たり)				
			1人	2人	3人	4人	5人
宿泊 使用	心拳	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	14,000円	9,000円	8,000円	7,000円	6,000円
		繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	16,000円	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円
		平日、日曜日又は祝日	16,000円	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円
		繁忙期	18,000円	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円
		祝日の前日又は土曜日	20,000円	13,000円	12,000円	11,000円	10,000円
	梅岩	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	14,000円	9,000円	8,000円	—	—
		繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	16,000円	10,000円	9,000円	—	—
		平日、日曜日又は祝日	16,000円	10,000円	9,000円	—	—
		繁忙期	18,000円	12,000円	11,000円	—	—
		祝日の前日又は土曜日	20,000円	13,000円	12,000円	—	—
了以	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	13,000円	8,000円	7,000円	—	—	
	繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	15,000円	9,000円	8,000円	—	—	
	平日、日曜日又は祝日	15,000円	9,000円	8,000円	—	—	
	繁忙期	17,000円	10,000円	9,000円	—	—	
	祝日の前日又は土曜日	18,000円	11,000円	10,000円	—	—	

使用種別	名称	繁忙期及び特定日を除く平日、日曜日又は祝日	繁忙期及び特定日を除く祝日の前日又は土曜日	平日、日曜日又は祝日	繁忙期	祝日の前日又は土曜日	使用料	
							4時間まで	4時間超過
移住 体験 使用	心拳	—	—	—	—	—	4時間まで	4時間超過
		—	—	—	—	—	4時間まで	4時間超過
		—	—	—	—	—	4時間まで	4時間超過
了以	梅岩	—	—	—	—	—	4時間まで	4時間超過
		—	—	—	—	—	4時間まで	4時間超過
		—	—	—	—	—	4時間まで	4時間超過
了以	了以	—	—	—	—	—	4時間まで	4時間超過
		—	—	—	—	—	4時間まで	4時間超過
		—	—	—	—	—	4時間まで	4時間超過

備考

- この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。
- この表において「繁忙期」とは、3月21日から4月5日、7月21日から8月11日、8月17日から8月31日をいう。
- この表において「特定日」とは、1月1日、1月2日、4月29日から5月4日、8月12日から8月16日及び12月29日から12月31日をいう。
- 日曜日が祝日の前日に該当する場合は、祝日の前日の使用料を適用する。
- 移住体験使用にあつては、繁忙期及び特定日は使用できないものとする。
- 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者は、使用料の人数には含まない。
- 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。

別表第3 (第16条関係)

種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の108を乗じ土地使用料を加算した額

備考

- 1 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。
- 2 使用の期間が1年未満の端数を生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあつては年額を12で除した額とし、日割にあつては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は1日として計算する。
- 4 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。
- 7 電気、ガス、水道及び下水道の使用料は、別に実費を徴収する。
- 8 その他の目的外的占用料については、市長が別に定める。

別表第4 (第24条関係)

指定管理者に行わせる業務の範囲
1 第5条に掲げる事業の実施に関する業務
2 にのうみの使用に関する付随業務 (使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等)
3 にのうみの施設及び設備の維持管理 (軽微なものに限る。) に関する業務
4 その他にのうみの管理に関する業務で市長が必要と認める業務

「揭示済」

亀岡会館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第5号

亀岡会館条例を廃止する条例

亀岡会館条例（昭和45年亀岡市条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第6号

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

（開館時間及び休館日）

第2条の2 会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとし、宿泊の場合は、午後2時から翌日の午前10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 会館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

第12条の次に次の3条を加える。

（目的外使用料）

第12条の2 目的外使用の許可を受けて会館の一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第3に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

（目的外使用料の減免）

第12条の3 市長が特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

（保証金）

第12条の4 市長は、必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金は、使用状況又は種別により、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。

4 保証金には、利子をつけない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

種別	使用時間区分	午前	午後	全日	宿泊
		午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後2時から翌日 の午前10時
ホール		1,330円	1,330円	2,460円	
教室		720円	720円	1,230円	
実習室		1,020円	1,020円	1,850円	
会議室		610円	610円	1,020円	
コテージ				4,000円	8,000円

別表に次の1表を加える。

別表第3（第12条の2関係）

種別	単位	金額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の108を乗じ土地使用料を加算した額

備考

- 1 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額の範囲内において、市長が定める額とする。
- 2 使用の期間が1年未満の端数が生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあつては年額を12で除した額とし、日割にあつては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は、1日として計算する。
- 4 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。
- 7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。
- 8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定中宿泊の規定及び別表第1の改正規定中コテージの規定は、平成30年7月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第7号

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年亀岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 庁舎その他市が管理する施設の維持及び保守管理業務の委託並びに設備の借入れ及び保守に関する契約

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第8号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に、「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については、300円）」を「333円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに施行日前

に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市債権管理条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第9号

亀岡市債権管理条例

（目的）

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、もって市民の負担の公平性を確保するとともに、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

(2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。

(3) 公課 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。

(4) その他の債権 市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。

（法令及び他の条例との関係）

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令に定めがある場合又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、この条例の定めるところによる。

（市長等の責務）

第4条 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）は、法令又は条例若しくは規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長等は、市の債権の管理に関する事務をその発生原因及び内容に応じて財政上最も市の利益に適合するよう処理するものとする。

（台帳の整備）

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、台帳（市の債権を管理するために必要な事項として別に定めるものを記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。）を整備するものとする。

（徴収の方針）

第6条 市長等は、市の債権の債務者の支払能力その他の市の債権の管理に必要な情報の把握に努めるとともに、その把握した情報に基づき、適切かつ効率的な徴収に努めなければ

ならない。

(滞納処分等)

第7条 市長等は、市税及び公課の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の規定により行わなければならない。

(強制執行等)

第8条 市長等は、その他の債権について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2から第171条の4までの規定により、強制執行その他の当該債権の保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

2 市長等は、その他の債権について、令第171条の5から第171条の7までの規定により、その徴収の停止若しくは履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

(その他の債権の放棄)

第9条 市長等は、その他の債権（消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該債権の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 当該債権につき消滅時効が完成したとき（時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。

(2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 債務者が失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年

法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

(5) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(亀岡市税外収入滞納金督促条例の一部改正)

2 亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「その金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるとき」を「その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるとき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

(亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

3 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「当該負担金額」の次に「（1,000円未満の端数があるとき、又は納入金の全額が2,000円未満であるときは、これを切り捨てる。）」を加え、「その額に10円未満の端数があるとき、又はそ

の金額が10円未満であるとき」を「その額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるとき」に改める。

「揭示済」

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第10号

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

亀岡市立学校施設使用条例（平成16年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童生徒地域交流施設

別表中

「

屋外運動場	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校
-------	----	-------------------

」

を

「

屋外運動場	無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校
児童生徒地域 交流施設	研修室	200円
	会議室 (和室1室)	100円
		中学校：亀岡（若木の家）

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の亀岡市立学校施設使用条例別表の使用料の規定は、平成30年10月1日以降に使用する施設使用料から適用し、同日前に使用する施設使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第11号

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例（昭和38年亀岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中

「

1 亀岡市中央公民館	亀岡市内丸町45番地の3
2 亀岡市篠公民館	亀岡市篠町篠中北裏68番地の1
3 亀岡市吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地

」

を

「

1 亀岡市篠公民館	亀岡市篠町篠中北裏68番地の1
2 亀岡市吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(亀岡市中央公民館使用条例の廃止)

- 2 亀岡市中央公民館使用条例（昭和45年亀岡市条例第38号）は、廃止する。

「揭示済」

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第12号

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「150円」を「180円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に市の指定する処理施設へ搬入された家庭系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第13号

亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

第6条第1項中「相当する延滞金額」の次に「（その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）」

を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第14号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会及び国民健康保険協力委員会」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 本市が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保

険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「前2条」を「第2条」に改め、「及び協力委員会」を削る。

第12条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第12条の3に次のただし書を加える。

ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第12条の3第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、

訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る

国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要す

る費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第12条の3に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

第16条第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者数の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同条第2項中「3位」を「4位」に改める。

第16条の6中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第16条の6の2に次のただし書を加える。

ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第16条の6の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金

の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用

（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第16条の6の2に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第16条の6の5第1号中「第32条の9」を「第32条の9の2」に、「方法の例」を「方法」に改め、同条第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「一般被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同条第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第16条の7に次のただし書を加える。

ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第16条の7第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受

ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第16条の7に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額
第16条の10第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「介護納付金賦課被保険者の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同条第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第20条第1項中「540,000円」を「580,000円」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第23条第1項中「10円未満の端数」を「100円未満の端数」に、「全額が10円未満」を「全額が1,000円未満」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

第25条の4第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を

「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第12条の2から第20条までの規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(亀岡市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正)

3 亀岡市国民健康保険財政調整基金条例（昭和39年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険事業の健全な運営に必要な保険給付、老人保健拠出金及び介護納付金の財源調整並びに保健事業の振興を図るため」を「亀岡市国民健康保険事業の健全な運営及び保険事業の実施に必要な財源に充てるため」に改める。

「揭示済」

亀岡市厚生会館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第15号

亀岡市厚生会館条例を廃止する条例

亀岡市厚生会館条例（平成17年亀岡市条例第35号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第16号

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例

亀岡市は、昭和57年に「健康で文化的な生活の基礎的条件が確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会こそ、福祉社会といえる。」として、「福祉都市」を宣言し、障害福祉に係る施策を計画的に推進しています。

社会は、人と人が関わり合い、お互いの思いを伝え合うことによって成り立っています。助け合い、敬い合うためにはコミュニケーションが必要です。

ろう者のコミュニケーションの手段である手

話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語（手話言語という。以下同じ。）であり、音声言語である日本語と同等の言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできました。

しかしながら、今まで手話言語は言語と認められていなかったため、手話言語を学び、手話言語で学ぶ環境が整備されてこなかったこと、また、社会においても、手話言語への理解は乏しく、手話言語を使用する環境が十分には整えられてきませんでした。

また、ろう者だけでなく、多くの障害者が、生活に必要な情報取得及びコミュニケーションに著しい困難を抱えています。

こうした状況に鑑み、手話言語を言語として認識するとともに、あらゆる障害者が必要とするコミュニケーション手段の普及を促進することにより、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段（手話言語、触手話言語、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読、その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。以下同じ。）の利用の促進に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、手話言語及び多様なコミュニケーション手段に関する施策を推進することにより、障害者と障害者以外の者が互いに人格と個性を尊重

し、支え合いながら生きる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及は、手話言語が独自の言語であることを基本に行われなければならない。

2 多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、障害者と障害者以外の者が相互の違いを理解し、互いに人格と個性を尊重することを基本に行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念に基づき、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進のため、必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深めるとともに、多様なコミュニケーション手段の利用の促進のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深めるとともに、多様なコミュニケーション手段の利用の促進のため、多様なコミュニケーション手段を必要とする者に利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 市、市民及び事業者は、多様なコミュニケーション手段を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、多様なコミュニケーション手段への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進及び検証)

第7条 市は、第3条に規定する市の責務を果

たすため、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関すること。
- (2) 多様なコミュニケーション手段を習得する機会の創出に関すること。
- (3) 多様なコミュニケーション手段の利用を促進する意思疎通支援者その他の支援者の確保及び養成支援に関すること。
- (4) その他手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関すること。

2 市は、前項の施策の推進を図るため、亀岡市障害者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）に位置づけ、検証を含め総合的かつ計画的に推進するものとする。

(財政措置)

第8条 市は、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第17号

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成27年亀岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」を「第5項」に改める。

第4条第1項第3号中「省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「掲示済」

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第18号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第7号中「1,200,000円以上1,900,000円未満」を「1,200,000円以上2,000,000円未満」に改め、同項第8号中「1,900,000円以上2,900,000円未満」を「2,000,000円以上3,000,000円未満」に改め、同項第9号中「2,900,000円以上4,000,000円未満」を「3,000,000円以上4,000,000円未満」に改め、同条第2項中「所得の少ない」を「前項第1号に掲げる」に、「前項第1号に該当する者の」を「平成30年度から平成32年度までの各年度における」に改める。

第8条第1項本文中「延滞金」の次に「（その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、これを徴収しないことができる。

第14条及び第17条中「第1号」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の亀岡市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第19号

亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針 (第3条・第4条)
- 第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準 (第5条・第6条)
- 第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準 (第7条-第33条)
- 第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準 (第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第2章 指定居宅介護支援の事業の基本方針

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第3条 指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービ

事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）から求めがあった場合には、法第115条の48第1項に規定する会議（以下「地域ケア会議」という。）に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。

6 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

（申請者の要件）

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人（亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号イ及びエに掲げる者を除く。）とする。

第3章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下本則において単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第4章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に

規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げる方法

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、

申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サー

ビス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

(7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、

利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（京都府介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条

例第27号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるも

のとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認めるときは、第9号の規定による意見は、担当者に対する照会等により求めることができる。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該計画を市町村に届け出なければならない。

(21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービス

の利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

(22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定により、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、

市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなら

らない。

- (1) 利用者が正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) 成年後見制度の活用支援
- (8) 苦情解決体制の整備
- (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できる

よう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、従業員の計画的な人材育成に努めなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門

員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等

(第6項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第22条第1項に規定する従業員の勤務の体制等の記録

(5) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 法第18条第1号に規定する介護給付及び第13条に規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録

(暴力団員等の排除)

第33条 指定居宅介護支援事業所において、管理者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、亀岡市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員であってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、亀岡市暴力団排除条例第2条第1項第4号に掲げる暴力団員等の支配を受けてはならない。

第5章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準

(準用)

第34条 第2章から前章(第29条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第34条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47

条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条（第20号に係る部分に限る。）（第34条において準用する場合を含む。）の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

「揭示済」

亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第20号

亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年亀岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介することができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第34条第9号中「ために」を「ために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」に改め、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第34条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第21号

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「除く。）」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」を加える。

第8条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第8条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第194条第10項」を「第194条第14項」に改める。

第16条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年亀岡市条例第19号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」に改める。

第34条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第41条第1項中「3月」を「6月」に改め、

同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第50条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第62条の9第8号中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第62条の25中「9人以下」を「18人以下」に改める。

第62条の27第1項中「第62条の34に規定する」の次に「重要事項に関する」を加える。

第62条の38中「第36条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第62条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第64条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第68条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第85条第7項」の次に「及び第194条第8項」を加える。

第85条第1項中「第46条第1項」を「第44条第1項」に、「第45条」を「第43条」に、「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居

宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第194条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「以下「本体事業所」」を「以下この章において「本体事業所」」に改める。

第86条第3項及び第87条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第96条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条」に改める。

第106条第3項、第114条第2項及び第115条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第120条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第128条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第133条第4項中「看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療

院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第141条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第154条第3項を次のように改める。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。

ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は

指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第190条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第154条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員
第156条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第160条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第168条の次に次の1条を加える。

（緊急時等の対応）

第168条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第154条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の

緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第171条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第185条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第189条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第194条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第85条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項

に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第85条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第85条第7項に規定する」を、「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第194条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適正に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第202条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第194条中第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、

利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従事者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第195条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第

1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第196条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第197条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員」を「登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人」に改め、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第198条第2項第2号に次のように加える。

ホ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第202条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第194条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第205条中「提供回数等の活動状況」との次に「、第90条中「第85条第12項」とあるのは「第194条第13項」と、」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第22号

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第10条第1項中「介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉

施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第46条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第47条第3項、第48条、第62条第3項、第74条第2項及び第75条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第80条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第85条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第23号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「第9項」を「第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第24号

亀岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例

亀岡市企業立地促進条例（平成17年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (5) 企業者が、地域経済の振興に寄与すると認められる経済団体に加入していること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前において、改正前の条例第3条の規定に基づき指定された指定工場に係る奨励金の措置については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第25号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の6」を「第3条の7」に改める。

第3条の4第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を第5号とし、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定公募設置等計画（法第5条の7第1項に規定する公募設置等計画）に基づき公募対象公園施設である建築物（前2号に規定する建築物を除く。）を設ける場合、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第3条の6を第3条の7とし、第3条の5を第3条の6とし、第3条の4の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限等）

第3条の5 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

第8条の2に次の1項を加える。

3 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占用物件の様様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

第17条第4項中「第3条の6」を「第3条の7」に改める。

別表第1の10の項位置の欄中「亀岡市吉川町」の次に「穴川、」を加える。

別表第3第2項中「亀岡市道路占用料徴収条例」を「亀岡市道路の占用に関する条例」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市空家等対策の推進に関する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第26号

亀岡市空家等対策の推進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進することについて必要な事項を定めることにより、市民等の良好な生活環境を確保し、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で事業活動を行う法人、自治会その他の団体若しくは個人をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法において使用する用語の

例による。

(基本理念)

第3条 空家等の発生予防、活用及び適正管理は、安全で安心な生活環境の確保、地域コミュニティ確保の観点から、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）、市民等及び市が相互に連携を図り、協働して取り組まなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任と負担において当該空家等を適正に管理しなければならない。

2 空家等の所有者等は、空家等対策に関する取組に協力するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、市が推進する空家等対策に協力するとともに、地域的生活環境の保全に努めるものとする。

2 市民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市に当該空家等の情報を提供しよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、所有者等による空家等の発生予防、活用の促進及び適正管理に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(空家等対策計画)

第7条 市長は、前条に規定する施策を推進するため、法第6条に規定する空家等対策計画を定めるものとする。

2 市長は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくこれを公表するものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第8条 市は、法第12条の規定により、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対して、情報の提供、助言

その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(庁内体制の整備)

第9条 市は、空家等に関する施策を実施するために必要な庁内体制を整備しなければならない。

(協議会等)

第10条 市長は、空家等対策の適正な推進のため、必要に応じて法第7条第1項に規定する協議会又はこれに準ずる機関を置くことができる。

(立入調査等)

第11条 市長は、市内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他の空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、法第9条第2項に定める立入調査のほか、第18条の規定の施行に必要な限度において、職員又はその委任した者に、空家等に立ち入って調査をさせることができる。ただし、当該調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 市長は、前項の規定により立入調査を実施しようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(情報の利用)

第12条 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、法第10条第1項の定めるところにより、市内部で利用することがで

きる。

(特定空家等の認定及び認定基準)

第13条 市長は、第11条に規定する立入調査等を行った結果、法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると判定した場合は、当該空家等を特定空家等と認定する。

2 市長は、特定空家等と認めるに当たっての基準（以下「認定基準」という。）を定めるものとする。

3 市長は、認定基準を定め、又はこれを改訂したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特定空家等に対する措置等)

第14条 市長は、前条により認定された特定空家等の所有者等に対し、法第14条第1項から第3項までの規定に定めるところにより、必要な措置を講じるものとする。

(行政代執行)

第15条 市長は、法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

(略式代執行)

第16条 市長は、法第14条第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命じられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて法第14条第1項の助言若しくは指導又は法第14条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため法第14条第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、法第14条第10項の規定により、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当な期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措

置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(安全代行措置)

第17条 特定空家等の所有者等は、やむを得ない事情により法第14条第1項の規定による助言又は指導に係る必要な措置を講じることができないときは、市長に対し、自己の負担において当該必要な措置を代行することを依頼することができる。

2 市長は、前項の規定による依頼を受けた場合において必要があると認めるときは、同項の措置を代行することができる。

(緊急安全措置)

第18条 第13条から前条までの規定にかかわらず、市長は、適正な管理が行われていない空家等（特定空家等を含む。）に、倒壊、崩壊その他の著しい危険が切迫し、これにより人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害（以下「危害等」という。）が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、当該空家等の除却、修繕、立木等の伐採その他の周辺の生活環境の保全を図るための必要最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じるときは、当該空家等の所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、空家等の所有者等を確知することができない場合、空家等の所有者等の同意を得るいとまがない場合その他やむを得ない事由により空家等の所有者等の同意を得られない場合は、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知し、所有者等を確知することができない場合には、こ

れを公表しなければならない。

4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該措置に要した費用を徴収するものとする。

5 空家等の所有者等を確知することができない場合に緊急安全措置を講じた場合において、後に当該空家等の所有者等を確知することができたときは、第3項の規定に基づく公表の内容をその所有者等に通知するとともに、当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(関係機関との連携)

第19条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、空家等に関する情報を提供し、協力を求めることができる。

(民事による解決との関係)

第20条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空家等の所有者等と、当該空家等が管理不全な状態にあることにより害を被る者(害を被るおそれのある者を含む。)との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第22条 第11条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した所有者等は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第27号

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例(平成22年亀岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第10条の2中「議会」を「議会又は議員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会定例会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第28号

亀岡市議会定例会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会定例会条例（昭和31年亀岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

「毎年4回」を「毎年1回」に改め、次のただし書を加える。

ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の招集の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第29号

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条産業建設常任委員会の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第30号

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第46条第3項」を「第46条第5項」に、「第51条の13」を「第51条の13第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第35条の3第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項の申告書を市長」を「同項の申告書を市長」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改

める。

第45条の3中「(以下この節)を「(次条第1項)」に改める。

第45条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節)を「次条第2項)」に改め、同条第3項中「第45条の3第1項)を「第45条の5第1項)」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者)」に改める。

第46条第7項中「第51条の13第2項)を「第51条の13第4項)」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合)を「第5項の場合)」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号)を「第7項第1号)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人)を「内国法人)」に、「第321条の8第24項)を「第321条の8第26項)」に、「前項)を「第1項)」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第

25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第51条の13第1項及び第2項中「によって)を「により)」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第51条の13第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第51条の13第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第48条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第51条の13第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、

同日) から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第51条の13に次の2項を加える。

- 5 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、
- 「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第51条の13第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から第51条の13第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 6 第48条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第51条の13第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 第52条第6項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第46条第3項」を「第46条第5項」に改め、同条第2項中「第51条の13」を「第51条の13第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第51条の13に」を「第51条の13第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第12項とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第7項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中

「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に

規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの特
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成

30年度から平成32年度」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第13条の2の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

（亀岡市都市計画税条例の一部改正）

第2条 亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附

則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項から第12項」を「附則第11項から第13項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「越える」を「超える」に、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項（見出しを含む。）中「平成

27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の亀岡市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第51条の13第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第31号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

保育料

階層	世帯の階層区分	月額
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	1,000円
第3階層	市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	2,400円
第4階層	市民税所得割課税額 1円以上10,000円未満	5,000円
第5階層	市民税所得割課税額 10,000円以上48,600円未満	6,000円
第6階層	市民税所得割課税額 48,600円以上57,000円未満	6,500円
第7階層	市民税所得割課税額 57,000円以上77,101円未満	7,000円
第8階層	市民税所得割課税額 77,101円以上211,201円未満	9,000円
第9階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	11,000円

別表第1の備考第1項第1号中「第314条の8、第314条の9及び」を「第314条の8及び第314条の9並びに」に改め、「附則第5条の4」の次に「第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」を加え、同表備考第2項中「第5階層」を「第9階層」に改め、同表備考第5項中「第2階層」を「第2階層又は第3階層」に、「第3階層」を「第4階層から第7階層まで」に改め、同表備考第6項中「第2階層」を「第2階層又は第3階層」に、「第3階層」を「第4階層から第7階層まで」に、「月額3,000円」を「月額2,400円」に改め、同表備考第7項中「第2階層から第4階層まで」を「第8階層」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

規 則

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第3号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1生涯学習部の部を次のように改める。

生涯学習部	文化・スポーツ課	文化・国際交流係 スポーツ推進係
	市民力推進課	市民活動推進係 地球環境子ども村係
	人権啓発課	啓発振興係 男女共同参画推進係

別表第1総務部の部税務課の項中「土地係 家屋係」を「固定資産税係」に改め、同表環境市民部の部環境政策課の項中「環境保全係」を削り、同部環境クリーン推進課の項中「施設管理係」及び「若宮管理係」を削り、同表産業観光部の部中

「

ものづくり産業課	ものづくり支援係 商工振興係
観光戦略課	観光企画係

」を

「

商工観光課	商工振興係 観光振興係
-------	-------------

」に改め、同表中

「

まちづくり 推進部	都市計画課	計画係 景観係 開発指導係 開発許可係
	都市整備課	公園緑地係 区画整理係
	政策交通課	政策交通係
土木建築部	桂川・道路整備課	広域事業係 整備係
	土木管理課	管理係 道路維持係 河川維持係 用地係
	建築住宅課	住宅係 建築係

」を

「

まちづくり 推進部	都市計画課	計画係 景観係 開発指導係 開発許可係
	都市整備課	公園緑地係 区画整理係
	まちづくり交通課	
	桂川・道路整備課	広域事業係 整備係
	土木管理課	管理係 道路維持係 河川維持係 用地係
	建築住宅課	住宅係 建築係

」に

改める。

別表第2中「市民力推進課」を「文化・スポーツ課」に、「ものづくり産業課」を「商工観光課」に改め、

「

土木建築部	桂川・道路整備課
-------	----------

」を削る。

別表第3市長公室の部ふるさと創生課の項中「定住促進対策に関すること。」を「定住促進対策に関すること。

移住・定住促進施設に関すること。」に改め、同表生涯学習部の部を次のように改める。

生涯学習部	文化・スポーツ課	芸術文化の企画及び総括に関すること。 市民憲章及び市歌の普及に関すること。 国際親善に関すること。 国内交流に関すること。 旧亀岡会館に関すること。 文化団体等との連絡調整に関すること。 生涯スポーツの推進に関すること。 競技力向上に関すること。 スポーツ推進委員に関すること。 スポーツ団体との連携及び指導者の指導育成に関すること。 体育施設に関すること。 体育関係補助金に関すること。 その他スポーツに関すること。 体育協会との連絡調整に関すること。 オリンピック及びパラリンピックに関すること。 部の総務担当課事務に関すること。
	市民力推進課	生涯学習に係る総合企画及び調整に関すること。 生涯学習に係る調査及び研究に関すること。 生涯学習推進審議会に関すること。 市民協働及び市民活動に係る総合調整及び推進に関すること。 ガレリアかめおかに関すること。 交流会館に関すること。 生涯学習かめおか財団との連絡調整に関すること。 大学等連携の総合調整に関すること。

	地球環境子ども村に係る総合企画及び調整に関すること。 地球環境子ども村に係る市民活動の推進に関すること。 地球環境子ども村に係る事業推進に関すること。 環境学習施設に関すること。
人権啓発課	人権施策に係る総合企画及び調整に関すること。 人権問題の調査研究に関すること。 人権擁護委員に関すること。 人権啓発活動の推進に関すること。 人権相談に関すること。 人権啓発資料の収集、作成及び活用に関すること。 他の部及び課に属さない人権問題に関すること。 地域振興（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。 文化センター及び児童館に関すること。 隣保事業の届出に関すること。 住宅新築資金等貸付事業管理組合との連絡調整に関すること。 男女共同参画社会実現に係る総合企画及び調整に関すること。 男女共同参画に係る調査研究及び情報の収集に関すること。 男女共同参画に係る啓発及び施策の推進に関すること。 その他男女共同参画に関すること。

別表第3 環境市民部の部市民課の項中「さくらカード及びつつじカードの交付に関すること。」を削り、同部保険医療課の項を次のように改める。

保険医療課	後期高齢者医療被保険者の資格管理に関すること。 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 保険給付及び葬祭費等の支給申請の受付に関すること。 高齢者医療に関すること。 京都府後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関すること。 その他後期高齢者医療に関すること。 国民健康保険の運営に関すること。 国民健康保険の保険給付に関すること。 国民健康保険の保健事業に関すること。 国民健康保険運営協議会に関すること。 国民健康保険被保険者の資格管理に関すること。 国民健康保険料の賦課及び徴収に関すること。 その他国民健康保険に関すること。
-------	---

別表第3 健康福祉部の部地域福祉課の項中「厚生会館に関すること。」を「旧厚生会館に関すること。」に改め、同部高齢福祉課の項中「地域密着型サービスに関すること。」を「地域密着型サービスに関すること。」

「居宅介護支援事業所の指定等に関すること。」に改め、同部健康増進課の項中「保健センターの

管理運営に関すること。」を削り、「栄養改善に関すること。」を
「栄養改善に関すること。」

保健師業務の統括・調整に関すること。」に改め、同部こども未来課の項中「不妊・不育治療に
関すること。」を

「不妊・不育治療に関すること。」

保健センターの管理運営に関すること。」に改め、同表産業観光部の部中

「

ものづくり産業課	産業振興計画に関すること。 商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 中小企業対策に関すること。 企業誘致に関すること。 工業団地の調査及び計画に関すること。 商工金融支援に関すること。 創業支援に関すること。 商店街の振興に関すること。 特産品開発及び地域ブランドの確立に関すること。 産官学・農商工連携に関すること。 鉱業権に関すること。 エネルギー対策に関すること。 労働政策（勤労者福祉に関することを除く。）に関すること。 その他ものづくり産業の振興に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。
観光戦略課	観光振興の企画及び調整に関すること。 観光関連団体との連携及び指導育成に関すること。 観光交流の促進に関すること。 観光「亀岡」のPRに関すること。 観光施設の整備及び管理に関すること。 観光資源の発掘及び整備支援に関すること。 広域観光の推進に関すること。 観光輸送サービスの向上に関すること。 風致維持に関すること。 その他観光振興に関すること。

」

を

「

商工観光課	産業振興計画に関すること。 商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 中小企業対策に関すること。 企業誘致に関すること。 工業団地の調査及び計画に関すること。 商工金融支援に関すること。 創業支援に関すること。 商店街の振興に関すること。 特産品開発及び地域ブランドの確立に関すること。 産官学・農商工連携に関すること。
-------	---

鉱業権に関する事 エネルギー対策に関する事 労働政策（勤労者福祉に関する事を除く。）に関する事 その他ものづくり産業の振興に関する事 観光振興の企画及び調整に関する事 観光関連団体との連携及び指導育成に関する事 観光交流の促進に関する事 観光「亀岡」のPRに関する事 観光施設の整備及び管理に関する事 観光資源の発掘及び整備支援に関する事 広域観光の推進に関する事 観光輸送サービスの向上に関する事 風致維持に関する事 その他観光振興に関する事 部の総務担当課事務に関する事

に改め、同表中 「まちづくり推進部
土木建築部」 を 「まちづくり推進部」 に改め、

同表まちづくり推進部の部政策交通課の項を次のように改める。

まちづくり交通課	JR 駅舎に関する事 山陰本線に関する事 地域交通輸送計画に関する事 その他公共交通政策（別に定めるものを除く。）に関する事 京都スタジアム（仮称）の建設促進に関する事 京都スタジアム（仮称）を核としたまちづくりに関する事
----------	--

別表第3土木建築部の部桂川・道路整備課の項中「部の総務担当課事務に関する事。」を「JR千代川駅関連の整備に関する事。京都丹波基幹交通整備協議会に関する事。」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第4号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

150,096円	を	151,156円	に、
162,392円		163,452円	
166,738円		167,798円	
168,328円		169,388円	
195,888円		196,948円	

6,250円	4,750円	6,700円	860円
6,500円	4,950円	6,950円	900円

を

6,550円	4,950円	7,000円	900円
6,550円	5,000円	7,000円	910円

に改める。

別記第1号様式中

1	年次有給休暇 新規付与	日・繰越	日
2	その他の休暇 []		

を

「

1	年次有給休暇 新規付与	日・繰越	日	時間
2	その他の休暇 []			

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第5号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項ただし書を削る。

第18条第2項中「（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）」を削る。

別表第1中

「

7,300円 (1,002円)	125,900円 (4,341円)
7,750円 (1,065円)	133,900円 (4,614円)
8,300円 (1,144円)	143,800円 (4,958円)
8,900円 (1,223円)	153,800円 (5,301円)
9,500円 (1,308円)	164,400円 (5,666円)
10,000円 (1,378円)	173,200円 (5,970円)
12,650円 (1,745円)	219,300円 (7,561円)
9,850円 (1,356円)	170,500円 (5,878円)
11,800円 (1,621円)	203,800円 (7,025円)
12,400円 (1,709円)	214,900円 (7,407円)
13,100円 (1,805円)	226,800円 (7,820円)
14,050円 (1,932円)	242,800円 (8,372円)
15,200円 (2,090円)	262,700円 (9,056円)

」を

「

7,350円 (1,009円)	126,800円 (4,372円)
7,800円 (1,072円)	134,800円 (4,645円)
8,350円 (1,151円)	144,700円 (4,988円)
8,950円 (1,230円)	154,700円 (5,332円)
9,550円 (1,315円)	165,300円 (5,697円)
10,050円 (1,385円)	174,000円 (6,000円)
12,700円 (1,748円)	219,800円 (7,576円)
9,900円 (1,363円)	171,400円 (5,908円)
11,850円 (1,628円)	204,700円 (7,056円)
12,450円 (1,716円)	215,700円 (7,435円)
13,050円 (1,799円)	226,100円 (7,796円)
14,050円 (1,932円)	242,900円 (8,373円)
15,150円 (2,086円)	262,200円 (9,039円)

」に、

「

860円

を

「

900円

に改める。

」

」

別記第1号様式中

「

1 年次有給休暇 新規付与	日・前年度繰越	日
2 その他の休暇	[]	

」

を

「

1	年次有給休暇 新規付与	日・前年度繰越	日	時間
2	その他の休暇 []	

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第6号

亀岡会館条例施行規則を廃止する規則

亀岡会館条例施行規則（平成18年亀岡市規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市交流会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第7号

亀岡市交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市交流会館条例施行規則（平成18年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（使用料及び目的外使用料の減免）

第7条 条例第10条及び第12条の3の規定により使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときは、使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除しない。

(1) 使用料

ア 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校若しくは高等学校の教育活動又は同条に規定する幼稚園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園による保育活動に使用する場合 5割

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の交付を受けた者

及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が使用する場合 5割

ウ 教育委員会の認めた社会教育団体が本来の社会教育活動に使用する場合 5割

エ 市内の学校教育法第1条に規定する大学による教育活動に使用する場合

2. 5割

オ 災害その他の特別の理由により公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

カ 市長が特に必要があると認めるとき。 5割

(2) 目的外使用料

公益のため特別の理由により使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除又は別に市長が定める額

2 前項の規定により使用料又は目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市交流会館使用料（目的外使用料）減免申請書（別記第7号様式）を使用許可申請書又は第9条に規定する目的外使用許可申請書に添付しなければならない。

第14条を第17条とし、第9条から第13条までを3条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の3条を加える。

（目的外使用許可の申請）

第9条 条例第12条の規定により会館の目的外使用の許可を受けようとする者は、亀岡市交流会館目的外使用許可申請書（別記第8号様式。以下「目的外使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の目的外使用許可申請書の提出期間は、使用しようとする日前3月から前2週までの期間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の交付)

第10条 市長は、条例第12条の規定による会館の目的外使用の許可をしたときは、亀岡市交流会館目的外使用許可書（別記第9号様式）を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付する。

(許可条件の受諾と誓約書の提出)

第11条 前条の使用の許可を受けた者は、使用許可条件を受諾する旨を記載した亀岡市交流会館目的外使用に関する誓約書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

別記第7号様式中「使用料」を「使用料（目的外使用料）」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

別記様式 省略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市債権管理条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第8号

亀岡市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市債権管理条例（平成30年亀岡市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(台帳の整備)

第3条 条例第5条に規定する市の債権を管理するために必要な事項として別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 債権の名称
 - (2) 債務者の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (3) 債権の金額
 - (4) 債権の発生及び徴収に係る履歴
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (徴収及び滞納処分職員証の携帯)

第4条 公課の徴収及び滞納処分に従事する職員は、別に定めがあるものを除き、勤務中常に徴収及び滞納処分職員証（別記様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式 省略

「揭示済」

亀岡市後期高齢者医療に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第9号

亀岡市後期高齢者医療に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収及び滞納処分職員証等の携帯)

第2条 条例第2条に規定する保険料を徴収する職員は、保険料の徴収に係る調査のために質問し、又は検査を行う場合においては亀岡市後期高齢者医療保険料徴収職員証（別記第1号様式）を、保険料の徴収に係る滞納処分に従事する場合においては亀岡市後期高齢者医療保険料徴収及び滞納処分職員証（別記第2号様式）をそれぞれ服務中常に携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式 省略

「揭示済」

亀岡市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第10号

亀岡市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市企業立地促進条例施行規則（平成17年亀岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 条例第3条第5号に規定する経済団体とは、亀岡商工会議所をいう。

第5条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する経済団体が発行する会員を証するもの

第14条第3項中「2年」の次に「以内」を加える。

第17条中「ものづくり産業課」を「商工観光課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の亀岡市企業立地促進条例施行規則第5条及び第6条の規定により指定された指定工場に係る奨励金の申請については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市空家等対策の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第11号

亀岡市空家等対策の推進に関する
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び亀岡市空家等対策の推進に関する条例（平成30年亀岡市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例の例による。

(立入調査の方法)

第3条 条例第11条第3項に規定する空家等の立入調査の前に空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して行う通知は、空家等への立入調査実施通知書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 条例第11条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（別記第2号様式）とする。

(特定空家等の認定)

第4条 条例第13条第1項に規定する特定空家等の認定を行うときは、特定空家等認定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。ただし、当該所有者等を確認することができないときは、この限りでない。

2 前項により認定された特定空家等において、

空家等の状態が改善され、特定空家等ではなくなったと認められるときは、特定空家等認定取消通知書（別記第4号様式）により、その所有者等に通知するものとする。

3 条例第13条第2項に規定する特定空家等と認めるに当たっての基準は、条例第7条に規定する空家等対策計画において定める。

(特定空家等に対する措置に係る様式)

第5条 条例第14条に規定する特定空家等に対する措置に必要な様式は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

(1) 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導書（別記第5号様式）により行うものとする。

(2) 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記第6号様式）により行うものとする。

(3) 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 前項第3号の命令を行う前に行う、法第14条第4項に規定される命令前の通知は、命令に係る事前の通知書（別記第8号様式）により行うものとする。なお、この通知を受けた者は、通知を受けた日から5日以内に意見書（別記第9号様式）又は意見聴取請求書（別記第10号様式）を提出することができる。

3 前項の意見聴取請求書の提出があったときは、市長は、法第14条第6項の規定により、公開による意見の聴取を行わなければならない。なお、意見の聴取を行うときは、同条第7項の規定により、意見聴取通知書（別記第11号様式）により通知するとともに、これを公告するものとする。

(行政代執行の手続)

第6条 条例第15条に規定する措置を行う場合において、次の各号に定める文書は、当該

各号に定める様式によるものとする。

- (1) 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する文書 戒告書（別記第12号様式）
- (2) 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書 代執行令書（別記第13号様式）
- (3) 行政代執行法第4条に規定する証票 執行責任者証（別記第14号様式）（安全代行措置）

第7条 条例第17条第1項に規定する安全代行措置の依頼は、特定空家等の助言・指導に係る代行措置依頼書兼誓約書（別記第15号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、条例第17条第2項に規定する安全代行措置を行うことを決定したときは、同条第1項の規定により安全代行措置を依頼した所有者等に対して、安全代行措置決定通知書（別記第16号様式）により通知するものとする。
（緊急安全措置）

第8条 条例第18条第2項に規定する同意は、緊急安全措置同意書兼誓約書（別記第17号様式）により行うものとする。

- 2 条例第18条第3項に規定する緊急安全措置を講じたときの通知は、緊急安全措置実施通知書（別記第18号様式）により行うものとする。
- 3 条例第18条第5項に規定する所有者の通知は、緊急安全措置の公表に係る事後通知書（別記第19号様式）により行うものとする。
（過料）

第9条 条例第22条の過料の額は、5万円とする。

- 2 市長は、条例第22条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対しあらかじめ過料処分告知通知書（別記第20号様式）によりその旨を告知し、

弁明書（別記第21号様式）により弁明の機会を付与しなければならない。

- 3 市長は、条例第22条の規定により過料の処分をするときは、当該処分を受ける者に対し過料処分通知書（別記第22号様式）を交付し、過料を徴収する。
（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

別記様式 省略

「揭示済」

亀岡市副市長事務担任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第12号

亀岡市副市長事務担任規則等の一部を改正する規則

（亀岡市副市長事務担任規則の一部改正）

第1条 亀岡市副市長事務担任規則（昭和38年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、土木建築部」を削る。

(亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第2条 亀岡市会計管理者の補助組織設置規則(昭和42年亀岡市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「公共施設マネジメント係」を「債権・施設係」に改める。

(亀岡市庁議等に関する規則の一部改正)

第3条 亀岡市庁議等に関する規則(平成15年亀岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「企画管理部長、生涯学習部長、総務部長、環境市民部長、健康福祉部長、産業観光部長、まちづくり推進部長、土木建築部長、会計管理者、上下水道部長」を「各部の部長、各部の担当部長、会計管理室長」に改める。

(出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正)

第4条 出納員及びその他の会計職員設置規則(昭和39年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表5の項中「スポーツ推進課長」を「文化・スポーツ課長」に、「スポーツ推進課担当職員」を「文化・スポーツ課担当職員」に改め、同表7の項中

「

総務課長	総務課担当職員
------	---------

」

を

「

総務課長	総務課担当職員
子ども未来課長	子ども未来課担当職員

」

に改め、同表35の項中「簡易水道料金及び飲料水供給施設料金等並びに」を削り、同表中37の項を削り、同表中38の項から42の項までを1項ずつ繰り上げる。

(市長の権限に属する教育事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第5条 市長の権限に属する教育事務の委任及び補助執行に関する規則(平成8年亀岡市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3教育部長の項中「土木建築部長」を「まちづくり推進部長」に改める。

(亀岡市放置自転車の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 亀岡市放置自転車の防止に関する条例施行規則(平成5年亀岡市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「土木建築部」を「まちづくり推進部」に改める。

(亀岡市河川管理規則の一部改正)

第7条 亀岡市河川管理規則(平成12年亀岡市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第3条中「土木建築部」を「まちづくり推進部」に改める。

(亀岡市駅前送迎用スペース管理条例施行規則の一部改正)

第8条 亀岡市駅前送迎用スペース管理条例施行規則(平成28年亀岡市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「土木建築部」を「まちづくり推進部」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第13号

管理職手当支給規則の一部を改正する規則

管理職手当支給規則（昭和34年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項ただし書を削る。

別表第1中

「

担当副課長（市長が定めるものを除く。）、保育所長、文化センター館長、児童館長、休日急病診療所長	6種（市長が別に定める場合にあつては4種又は5種）
秘書事務を所管する係長又は主幹（市長の定めるものに限る。）	6種

」

を

「

担当副課長（市長が定めるものを除く。）、文化センター館長（市長が定めるものに限る。）、保育所長	6種（市長が別に定める場合にあつては5種）
---	-----------------------

」

に、

「

担当課長、副課長、幼稚園長、教育研究所長、図書館長、学校給食センター所長、文化資料館長
担当副課長、中央公民館長、図書館副館長（市長が定めるものに限る。）、教育研究所副所長

」

を

「

担当課長、副課長、幼稚園長、学校給食センター所長、図書館長
担当副課長、文化資料館長、教育研究所副所長

」

に改める。

別表第2中

「

4級	5種	46,300円
	6種	40,700円

」

を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第14号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第51条及び第52条を次のように改める。

第51条及び第52条 削除

第54条第1項から第3項までの規定中「債権管理者」を「収入命令権者」に改め、同条第4項中「債権管理者」を「収入命令権者」に、「その旨を収入命令権者に通知しなければならない」を「なければならない」に改める。

第213条から第217条までを次のように改める。

第213条から第217条まで 削除

第218条第1項中「債権管理者」を「各部課等の長」に改め、同条第2項を削る。

第220条第1項及び第2項中「債権管理者」を「各部課等の長」に改め、同条第3項を削る。

第221条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 各部課等の長は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（施行令第171条の6第2項の規定により履行期限後に履行延期の特約等をする場合においては、当該履行延期の特約等をする日）から5年（同条第1項第1号又は第5号に該当する場合にあっては、10年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、更に履行延期の特約等をするを妨げない。

4 第1項の特約等をするときは、担保を提供させ、利息を付する等必要な条件を付さなければならない。ただし、市長が必要でないことを認めるときは、この限りでない。

第221条第5項を削る。

第222条から第224条までを次のように改める。

第222条から第224条まで 削除

第225条第2項及び第3項中「債権管理者」を「各部課等の長」に改める。

第226条を次のように改める。

第226条 削除

別表第1第3第1項を削り、第2項を第1項

とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げ、同表第5第1項第2号中「、中央公民館長」を削り、「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市厚生会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第15号

亀岡市厚生会館条例施行規則を廃止する規則

亀岡市厚生会館条例施行規則（平成18年亀岡市規則第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第16号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第30条を第31条とする。

第29条中「別記第28号様式」を「別記第30号様式」に改め、同条を第30条とする。

第28条中「別記第27号様式」を「別記第29号様式」に改め、同条を第29条とする。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（徴収及び滞納処分職員証等の携帯）

第27条 条例第3条に規定する保険料を徴収する職員は、保険料の徴収に係る調査のために質問し、又は検査を行う場合においては亀岡市介護保険料徴収職員証（別記第27号様式）を、保険料の徴収に係る滞納処分に従事する場合においては亀岡市介護保険料徴収及び滞納処分職員証（別記第28号様式）をそれぞれ服務中常に携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

別記第22号様式、別記第23号様式及び別記第25号様式中「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に改める。

別記第28号様式中「第29条関係」を「第30条関係」に改め、同様式を別記第30号様

式とする。

別記第27号様式中「第27条関係」を「第28条関係」に改め、同様式を別記第29号様式とする。

別記第26号様式の次に次の2様式を加える。

別記様式 省略

別記第28号様式の次に次の2様式を加える。

別記様式 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第17号

亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

(亀岡市病院事業の主要職員を定める規則の一部改正)

第1条 亀岡市病院事業の主要職員を定める規則(平成16年亀岡市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、消化器センター長」を削る。

(亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成16年亀岡市規則第35号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「、消化器センター長」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第18号

亀岡市社会体育施設条例施行規則等の一部を改正する規則

(亀岡市社会体育施設条例施行規則の一部改正)

第1条 亀岡市社会体育施設条例施行規則(平成26年亀岡市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「及び義務教育学校」を「、義務教育学校」に、「若しくは児童福祉法」を「、児童福祉法」に、「保育所による保育活動」を「保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する認定こども園による保育活動若しくは教育活動」に改める。

(ガレリアかめおか条例施行規則の一部改正)

第2条 ガレリアかめおか条例施行規則(平成18年亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号ア中「若しくは児童福祉法」を「、児童福祉法」に、「保育所による保育活動」を「保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する認定こども園による保育活動若しくは教育活動」に改める。

(亀岡市都市公園有料公園施設使用規則の一部改正)

第3条 亀岡市都市公園有料公園施設使用規則(平成18年亀岡市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「若しくは児童福祉法」を「、児童福祉法」に、「保育所による保育活動」を「保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する認定こども園による保育活動若しくは教育活動」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第19号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則（平成27年亀岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「

B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯及び市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯		3,000
C 1	A階層を除く当該年度分の市町村民税課税世帯	77,100円以下	11,000
C 2	であつて、その所得割の区分が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 211,200円以下	14,100
C 3		211,201円以上	17,700

」

を

「

B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯		1,000
C 1	A階層を除く当該年度分の市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯		2,400
C 2	A階層を除く当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の区分が次の区分に該当する世帯	1円以上10,000円未満	5,000
C 3		10,000円以上48,600円未満	6,000
C 4		48,600円以上57,000円未満	6,500
C 5		57,000円以上63,000円未満	7,000
C 6		63,000円以上67,000円未満	7,500
C 7		67,000円以上77,101円未満	8,000
C 8		77,101円以上97,000円未満	10,000
C 9		97,000円以上110,000円未満	15,800
C 10		110,000円以上130,000円未満	16,000
C 11		130,000円以上150,000円未満	16,200
C 12		150,000円以上169,000円未満	16,300
C 13		169,000円以上211,201円未満	16,400
C 14		211,201円以上397,000円未満	20,500
C 15		397,000円以上	20,500

」

に改める。

別表備考第3項中

「

B（非課税）	0円
C 1（均等割のみ）	3,000円

を

「

B、C 1（非課税）	0円
C 2からC 7	2,400円

」

に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、2人目以降の子どもに係る保育料は無料とする。

別表備考第7項中「第314条の8、第314条の9及び」を「第314条の8及び第314条の9並びに」に改め、「附則第5条の4」の次に「第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」を加える。

別表備考第8項中「C2階層」を「C13階層」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第24号

亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する告示

第1条 亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱（平成13年亀岡市告示第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成要綱

第6条第1項中「2月分」を「3月分」に改める。

第2条 亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及び」及び「、予算の範囲内において」を削る。

第2条中「規定により」の次に「障害名欄にじん臓機能障害（1、3又は4級）の表示のある」を加え、「医療機関に」を「在宅で医療機関に週3回以上」に改める。

第3条から第8条までを次のように改める。
（助成）

第3条 通院交通費の助成は、亀岡市福祉タクシー等事業実施規則（昭和57年亀岡市

規則第9号。以下「規則」という。)第6条第1項に定める利用券を1月当たり20枚交付することにより行うものとする。

(利用方法)

第4条 利用券の利用方法は、規則第7条の規定を適用する。

(調整)

第5条 通院交通費の助成対象者が、この要綱及び規則以外の法令等により、通院交通費の給付(医療機関等による送迎も含む。)を受ける場合は、当該制度の実施主体及び助成目的にかかわらず、利用券の交付枚数を減じ、又は交付しないものとする。

(交付申請)

第6条 通院交通費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に加え、慢性透析療法による医療の給付のための通院(以下「通院」という。)を証明する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に定める通院を証明する書面について、次の各号のいずれかに該当する場合は、添付を省略できるものとする。

(1) 通院先の医療機関等から亀岡市に通院実績の報告があるとき。

(2) 医療制度等の給付実績を有し、通院実績を把握できるとき。

(3) 過去に通院を証明する書面を提出し助成を受けた実績があるとき。

(4) 調査その他により亀岡市が通院実績を確認できたとき。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成交付決定通知書(別記第2号様式。以

下「通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、虚偽の申請又は不正な行為で交付を受けた者があるとき及び第2条並びに第6条の交付申請の条件を満たさなくなったときは、交付の決定を取り消し又は中止させ、利用券の返還を命じるとともに、利用券の不正使用相当額について、返還させることができる。

2 この利用券の交付を受けた者は、この利用券を他人に譲渡してはならない。

別表を削る。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改め、別記第3号様式を削る。

別記様式 省略

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から実施する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 平成30年3月分の助成対象者で、平成30年4月以降に改正後の規定による申請を行う者については、改正後の第3条中「20枚」とあるのは、「40枚」と読み替えて適用するものとする。

3 前項の規定については、助成対象者が慢性透析療法に係る通院を6月以上中断した場合又は当該交付申請をしなかった年度の翌年度の4月1日若しくは平成35年3月31日のいずれか早い日にその効力を失うものとする。

「揭示済」

亀岡市告示第25号

亀岡市子育て世帯同居・近居支援事業補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第63号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第5号中「親世帯」の次に「（同居の場合に限る。）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 共通の必要書類

下記2各補助区分ごとの必要書類中の補助区分(1)から(4)に係る共通の書類	ア 親世帯及び子世帯の世帯員全員の住民票の写し イ 子世帯の世帯主又は配偶者の戸籍の附票等（以前に本市に居住していたことやその時期が確認できるもの） ウ 子世帯が市外に継続して3年以上居住していたことを証明できる子世帯の世帯員全員の戸籍の附票又は住民票除票の写し等 エ 出産予定の子どもがいる場合は、母子健康手帳等診察経過の分かる書類の写し オ 親世帯と子世帯の関係が分かる戸籍全部事項証明書等 カ 子世帯の世帯員全員（所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による扶養の対象となっている者を除く。）の市民税の納税証明書等の納税状況が分かる書類 キ 親世帯の世帯員全員（所得税法（昭和40年法律第33号）の規定による扶養の対象となっている者を除く。）の市民税の納税証明書等の納税状況が分かる書類（同居の場合に限る。） ク 補助対象住宅の位置図
---------------------------------------	--

2 各補助区分ごとの必要書類

補助区分	必要書類
(1) 住宅の新築 ・購入	ア 建物登記簿の全部事項証明書 イ 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の原本及び領収書の原本等の支払状況が分かる書類（当初契約・変更契約全て） ウ その他市長が必要と認める書類
(2) 住宅のリ フォーム	ア 建物登記簿の全部事項証明書 イ 対象工事の契約書及び領収書の原本等の支払状況が分かる書類（当初契約・変更契約全て） ウ 平面図、立面図その他の対象工事の内容が確認できる書類 エ 対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真 オ その他市長が必要と認める書類
(3) 引越し作業	ア 領収書及び料金明細の原本等の支払状況が分かる書類（引越事業者が発行したものに限り。） イ その他市長が必要と認める書類
(4) 借家の賃貸 借契約	ア 賃貸借契約書の原本（当初契約・変更契約全て） イ 領収書の原本等の賃貸借契約に要する経費（礼金・権利金・仲介手数料等の費用。ただし、敷金・保証金等将来において返還される費用は含まない。）の支払状況が分かる書類 ウ その他市長が必要と認める書類

別記第1号様式を次のように改める。

別記様式 省略

別記第4号様式を次のように改める。

別記様式 省略

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第26号

亀岡市若者移住・定住促進のための地域交流施設整備事業補助金交付要綱（平成29年亀岡市告示第137号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名中「若者」を削る。

第1条中「若者又は子育て世代」を「市民」に改め、「若者」を削る。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、補助金の交付申請時において、交付申請者又は交付申請法人の代表者の年齢が満45歳以上の者にあつては、補助対象経費の総額又は10万円のいずれか低い額とする。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第8条中「若者」を削り、「（別記第2号様式）」の次に「、事業計画書（別記第3号様式）」を加え、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「完納証明書」の次に「等の納税状況が分かる書類」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号から同条第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条中「若者」を削り、「第3号」を「第4号」に改める。

第10条中「若者」を削り、「第4号」を「第5号」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を次のように改め、同号を同条第3号とする。

(3) 補助対象工事及び補助対象備品の領収書等の支払状況が分かる書類

第10条中第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 税務署受付印のある所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出書控えの写し又は法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に規定する内国普通法人等の設立の届出書控えの写し

第11条中「若者」を削り、「第5号」を「第6号」に改める。

第12条第1項中「若者」を削り、「第6号」を「第7号」に改める。

第13条第2項中「若者」を削り、「第7号」を「第8号」に改める。

別記第1号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

別記様式 省略

別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第3号様式から別記第6号様式までを1様式ずつ繰り下げ、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記様式 省略

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第27号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年3月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成29年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成28年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	平成28年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成29年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成29年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
6	更正通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成29年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成29年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成29年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成29年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成29年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成29年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成29年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成29年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成28年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第28号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成30年3月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R並河駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成30年3月6日（火）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 2台

5 保管場所 J R馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第29号

亀岡市指定金融機関、亀岡市指定代理金融機関及び亀岡市収納代理金融機関の指定（平成14年亀岡市告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月7日

亀岡市長 桂川孝裕

表中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第30号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年3月9日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成30年3月9日から平成30年3月26日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01160	東 股 線	亀岡市紺屋町69番の1先から 亀岡市紺屋町69番の1先まで	29.20m	5.70m ～ 7.60m

「揭示済」

亀岡市告示第31号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年3月12日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1908-41052

1 当該者生年月日 昭和18年8月17日

- 2 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
 平成28年4月1日
- 4 無効になる日
 平成30年3月12日

「揭示済」

亀岡市告示第32号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年3月12日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1908-41052

- 1 当該者生年月日
 昭和22年11月1日
- 2 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
 平成28年4月1日
- 4 無効になる日
 平成30年3月12日

「揭示済」

亀岡市告示第33号

大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成26年亀岡市告示第235号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第19号中「独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資」を「次に掲げる融資」に、「額」を「額（イに掲げる融資にあっては、当該融資に替えてアに掲げる融資を利用したとした場合における利息に相当する額とイに掲げる融資に係る利息に相当する額のいずれか少ない額）」に改め、同号に次のように加える。

ア 独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資

イ 大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建に必要な資金の調達に係る融資として市長が別に定める融資

第3条第2項第3号中「（第2条第1号ウに該当する大規模自然災害により被害を受けた被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主に限る。）」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、この告示による改正後の大規模自然災害に係る亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年10月21日以後に発生した災害について適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第34号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年3月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「三宅町自治会」

- 1 変更があった事項
区域の変更
- 2 変更の内容
本会の区域は、亀岡市三宅町の全域のうち、野々神、八田、三宅町一丁目の全域を除くものとする。

また、三宅町57番区域においては、57番地、57番地3、57番地4、57番地48を本会区域とし、それ以外の三宅町57番区域は本会区域から除く。

三宅町二丁目区域においては、5番地14から20までと6番地5から11までの区域を本会区域とし、それ以外の三宅町二丁目区域は本会区域から除く。

3 変更年月日

平成30年3月22日

4 変更理由

規約の区域表示が現在の区域表示と異なるため。

「揭示済」

亀岡市告示第36号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第37号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成30年3月23日から平成30年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01306
- 2 路線名 北古世西川線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市篠町柏原福井32番2先から 亀岡市篠町柏原松ノ浦2番2先まで	前	11.00m	11.00m	変更後路線幅員 最小 10.50m 最大 22.45m
	後	10.50m	11.00m	
亀岡市篠町柏原福井32番2先から 亀岡市篠町柏原松ノ浦2番2先まで				変更後路線延長 1,565.00m

「揭示済」

亀岡市告示第38号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成30年3月30日午後4時から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成30年3月23日から平成30年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01306	北古世西川線	亀岡市篠町柏原福井32番2先	120.00m	10.50m
		亀岡市篠町柏原松ノ浦2番2先		～ 11.00m

「掲示済」

亀岡市告示第39号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成30年3月23日から平成30年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	変更区間	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01023	猪ノ坂稲荷垣内線	亀岡市三宅町91番1先	33.00	3.98	33.00	3.98
		亀岡市三宅町91番3先		～ 4.50		～ 4.72
01048	横町堀端線	亀岡市北古世町一丁目91番先	37.00	5.14	37.00	6.60
		亀岡市北古世町一丁目28番31先		～ 11.63		～ 11.63
01055	馬場町線	亀岡市北古世町一丁目55番18先	30.80	3.90	30.80	6.37
		亀岡市北古世町一丁目55番21先		～ 4.80		～ 6.45
01272	三宅保津小橋線	亀岡市保津町葛原1001番先	464.83	2.80	612.70	5.00
		亀岡市保津町葛原2番1先		～ 11.20		～ 7.40
01281	東堅北古世線	亀岡市突抜町43番1先	25.00	2.78	25.00	9.65
		亀岡市突抜町43番1先		～ 2.85		～ 9.66
02020	南掛栢原線	亀岡市東別院町鎌倉柿木原11番1先	405.00	3.40	405.00	5.85
		亀岡市東別院町鎌倉柿木原7番2先		～ 9.60		～ 14.00
02026	湯谷区道線	亀岡市東別院町湯谷市ノ三7番3先	300.00	3.00	300.00	4.00
		亀岡市東別院町湯谷大西16番1先		～ 6.10		～ 6.10

路線番号	路線名	変更区間	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
03020	大野万願寺線	亀岡市西別院町万願寺河原2番5先	53.00	4.60	53.00	4.90
		亀岡市西別院町万願寺河原2番2先		～ 5.00		～ 12.00
04020	西條重利線	亀岡市曾我部町重利軍垂40番10先	19.34	4.40	19.34	9.80
		亀岡市曾我部町重利軍垂41番先		～ 4.40		～ 9.80
04041	南条寺線	亀岡市曾我部町南条向山29番10先	82.00	4.00	82.00	4.44
		亀岡市曾我部町南条岩ヶ谷1番25先		～ 5.15		～ 6.00
06004	太田線	亀岡市葺田野町鹿谷中村64番先	9.18	4.30	7.50	4.30
		亀岡市葺田野町鹿谷中村64番先		～ 4.80		～ 4.80
06012	佐伯鉦山線	亀岡市葺田野町鹿谷中村64番先	18.00	5.10	18.00	5.15
		亀岡市葺田野町鹿谷下条4番2先		～ 5.15		～ 7.00
06026	柿花線	亀岡市葺田野町柿花中道32番先	33.00	3.60	33.00	3.60
		亀岡市葺田野町柿花中道32番1先		～ 3.80		～ 3.90
06031	太田口天川線	亀岡市吉川町吉田堅田38番先	24.00	2.13	24.00	2.51
		亀岡市吉川町吉田堅田38番先		～ 2.13		～ 2.51
06063	大井側道支線 4号線	亀岡市大井町並河深町12番1先	4.12	12.39	1.00	12.39
		亀岡市大井町並河深町12番1先		～ 12.39		～ 12.39
06079	湯ノ花温泉線	亀岡市葺田野町佐伯大門35番1先	182.00	6.90	182.00	9.39
		亀岡市葺田野町佐伯下峠1番1先		～ 11.00		～ 15.00
09013	宮川学校線	亀岡市宮前町宮川仮家101番先	40.00	4.00	40.00	4.00
		亀岡市宮前町宮川仮家101番先		～ 5.20		～ 7.00
09013	宮川学校線	亀岡市宮前町宮川仮家2003番先	10.00	4.80	10.00	4.80
		亀岡市宮前町宮川仮家2003番先		～ 5.00		～ 7.00
09024	猪倉学校2号線	亀岡市宮前町宮川小田1002番先	716.52	2.00	677.37	6.00
		亀岡市宮前町宮川小田2015番先		～ 9.50		～ 8.00
11054	並河若宮線	亀岡市大井町並河堂又1番1先	286.58	6.50	368.00	10.40
		亀岡市大井町並河熊田69番1先		～ 14.45		～ 17.00
11068	前川線	亀岡市大井町並河中又6番1先	18.00	3.30	18.00	3.80
		亀岡市大井町並河中又6番1先		～ 3.30		～ 3.80
11082	野寺線	亀岡市大井町並河堂又98番9先	11.32	4.83	4.00	4.83
		亀岡市大井町並河堂又98番9先		～ 5.60		～ 4.83
11083	野寺中学校線	亀岡市大井町並河堂又98番8先	4.91	5.50	9.00	5.50
		亀岡市大井町並河堂又98番8先		～ 5.50		～ 9.50
11091	熊田亀ヶ淵線	亀岡市大井町並河熊田70番1先	79.23	4.78	78.00	8.05
		亀岡市大井町並河亀ヶ淵17番2先		～ 4.81		～ 10.70
11091	熊田亀ヶ淵線	亀岡市大井町並河亀ヶ淵54番1先	13.23	7.23	12.00	10.50
		亀岡市大井町並河亀ヶ淵54番1先		～ 7.23		～ 10.50
11107	大井側道3号線	亀岡市大井町南金岐重見69番先	494.00	5.50	494.00	5.53
		亀岡市大井町並河亀ヶ淵54番1先		～ 11.98		～ 11.98
11131	工業団地線	亀岡市大井町南金岐重見72番3先	21.63	8.01	17.00	16.00
		亀岡市大井町南金岐重見72番3先		～ 8.01		～ 16.00
12057	小金岐小林線	亀岡市大井町小金岐一丁目3番71先	38.00	3.23	38.00	6.00
		亀岡市大井町小金岐一丁目3番67先		～ 3.40		～ 12.00
12112	上川関国道線	亀岡市千代川町川関カミ91番5先	22.19	3.20	16.00	3.20
		亀岡市千代川町川関カミ91番5先		～ 3.95		～ 3.90
12119	小林下戸1号線	亀岡市千代川町小林下戸10番1先	17.00	6.50	17.00	6.50
		亀岡市千代川町小林下戸14番1先		～ 6.50		～ 6.50

路線番号	路線名	変更区間	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
14018	樋ノ口線	亀岡市旭町樋ノ口250番先	0.00	0.00	70.55	6.77
		亀岡市旭町樋ノ口250番先		～ 0.00		～ 8.02
15058	小口線	亀岡市千歳町千歳溝川47番3先	45.00	3.25	45.00	3.50
		亀岡市千歳町千歳溝川48番1先		～ 3.70		～ 5.75
17018	西馬場荒金線	亀岡市保津町五番57番3先	50.00	6.00	50.00	6.00
		亀岡市保津町五番60番3先		～ 6.83		～ 7.15
17067	保津橋葛原線	亀岡市保津町十八ノ坪21番先	6.00	14.40	6.43	15.00
		亀岡市保津町十八ノ坪21番先		～ 14.40		～ 15.00
18060	八幡線	亀岡市篠町篠八幡裏2番先	18.00	2.80	18.00	2.80
		亀岡市篠町篠八幡裏2番先		～ 3.38		～ 3.68
18094	野条墓線	亀岡市篠町野条イカノ辻南94番1先	6.00	6.71	6.00	9.80
		亀岡市篠町野条イカノ辻南94番1先		～ 7.55		～ 9.80
18094	野条墓線	亀岡市篠町野条池ノ下7番24先	8.00	6.33	8.00	6.33
		亀岡市篠町野条池ノ下7番24先		～ 6.33		～ 6.33
18098	ひばりヶ丘2号線	亀岡市篠町野条馬場5番3先	9.00	4.36	9.00	5.90
		亀岡市篠町野条馬場5番3先		～ 4.36		～ 5.93
18207	上又上西裏線	亀岡市篠町篠杵殿林1番先	65.00	5.51	65.00	6.01
		亀岡市篠町篠杵殿林1番先		～ 7.54		～ 8.09
18207	上又上西裏線	亀岡市篠町篠中西裏39番1先	57.00	5.97	57.00	5.97
		亀岡市篠町篠中西裏39番1先		～ 6.02		～ 6.09
18231	古大道支線	亀岡市篠町篠上中筋40番1先	32.00	6.00	32.00	9.01
		亀岡市篠町篠上中筋40番1先		～ 6.00		～ 9.02
19001	東つつじヶ丘中央線	亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目23番81先	83.00	6.22	83.00	6.22
		亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目23番90先		～ 7.73		～ 10.52
19007	つつじヶ丘1号線	亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目23番13先	63.00	5.98	63.00	5.98
		亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目30番23先		～ 6.08		～ 6.52
19008	つつじヶ丘6号線	亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目30番24先	3.00	6.00	2.57	6.00
		亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目30番24先		～ 6.00		～ 6.00
19057	つつじヶ丘141号線	亀岡市東つつじヶ丘都台三丁目23番100先	61.00	6.00	61.00	6.50
		亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目30番39先		～ 6.00		～ 6.51
01265	クニッテル12号線	亀岡市三宅町二丁目25番1先	137.00	6.00	131.53	5.95
		亀岡市三宅町二丁目21番12先		～ 6.00		～ 6.00
01308	保津橋追分線	亀岡市追分町下島9番先	368.92	9.20	156.40	11.50
		亀岡市保津町下中島12番4先		～ 14.00		～ 17.00
01310	北古世8号線	亀岡市北古世町一丁目55番65先	27.30	6.00	27.30	6.00
		亀岡市北古世町一丁目55番66先		～ 12.00		～ 12.00
04100	夫婦池団地4号線	亀岡市曾我部町南条宮田筋16番93先	99.50	5.15	98.30	5.25
		亀岡市曾我部町南条宮田筋16番19先		～ 5.25		～ 5.26
04101	長縄手線	亀岡市曾我部町寺長縄手23番10先	130.31	6.00	126.10	6.00
		亀岡市曾我部町寺長縄手23番11先		～ 6.14		～ 6.00
07046	下ノ道線	亀岡市本梅町平松河原垣内1番2先	781.90	2.50	793.91	3.00
		亀岡市本梅町中野泥ヶ淵1番59先		～ 6.00		～ 7.20
09031	五夜垣内奥ノ谷線	亀岡市宮前町猪倉谷田7番4先	126.00	3.00	126.47	3.80
		亀岡市宮前町猪倉奥ノ谷56番先		～ 4.00		～ 7.40
09032	前田半松木線	亀岡市宮前町猪倉前田30番先	798.70	2.50	810.13	2.40
		亀岡市宮前町猪倉半松木4番2先		～ 6.00		～ 10.00

路線番号	路線名	変更区間	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
09033	宮ノ下野村線	亀岡市宮前町猪倉前田44番先	454.30	2.50	470.06	2.00
		亀岡市宮前町猪倉野村50番先		～ 3.50		～ 5.40
09034	青野線	亀岡市宮前町宮川青野94番先	153.00	5.00	166.90	5.20
		亀岡市宮前町宮川青野96番先		～ 10.00		～ 7.00
09037	湯ノ花橋線	亀岡市宮前町猪倉椿原23番先	275.85	4.80	280.30	4.80
		亀岡市本梅町平松湯ノ花5番2先		～ 9.50		～ 15.85
11090	鎌又中又線	亀岡市大井町並河鎌又2番4先	340.00	3.50	331.70	3.25
		亀岡市大井町並河中又6番1先		～ 3.50		～ 19.80
11188	並河3丁目3号線	亀岡市大井町並河三丁目41番1先	216.00	9.00	216.00	9.18
		亀岡市大井町並河三丁目39番1先		～ 16.70		～ 16.70
12065	南筋北浦線	亀岡市千代川町湯井巽筋46番1先	255.00	5.00	263.90	4.85
		亀岡市千代川町湯井南筋21番先		～ 5.00		～ 8.32
12138	小林下戸2号線	亀岡市千代川町小林下戸9番17先	53.32	6.00	51.20	6.00
		亀岡市千代川町小林下戸9番13先		～ 12.00		～ 12.00
12139	小川3丁目1号線	亀岡市千代川町小川三丁目10番43先	306.20	6.00	306.60	6.00
		亀岡市千代川町小川三丁目10番44先		～ 6.50		～ 6.60
12140	小川3丁目2号線	亀岡市千代川町小川三丁目13番7先	94.30	6.00	91.00	6.02
		亀岡市千代川町小川三丁目10番20先		～ 6.00		～ 6.04
12141	上川関線	亀岡市千代川町川関カミ1番4先	277.04	2.30	270.15	2.30
		亀岡市千代川町川関カミ52番先		～ 12.30		～ 17.00
13092	堂ノ前正田線	亀岡市馬路町堂ノ前106番先	3,600.00	7.00	3,588.96	6.50
		亀岡市千歳町国分正田106番先		～ 13.00		～ 24.00
15067	国分新田線	亀岡市千歳町国分一口67番先	290.00	5.00	294.00	6.00
		亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先		～ 11.00		～ 11.00
18194	中条北条線	亀岡市篠町山本中条28番1先	64.00	4.00	61.00	2.28
		亀岡市篠町山本北条44番2先		～ 4.45		～ 3.35

「揭示済」

亀岡市告示第40号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を平成30年3月23日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成30年3月23日から平成30年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01023	猪ノ坂稻荷垣内線	亀岡市三宅町91番1先 亀岡市三宅町91番3先	33.00m	3.98m ～ 4.72m
01048	横町堀端線	亀岡市北古世町一丁目91番先 亀岡市北古世町一丁目28番31先	37.00m	6.60m ～ 11.63m
01055	馬場町線	亀岡市北古世町一丁目55番18先 亀岡市北古世町一丁目55番21先	30.80m	6.37m ～ 6.45m
01272	三宅保津小橋線	亀岡市保津町葛原1001番先 亀岡市保津町葛原2番1先	612.70m	5.00m ～ 7.40m
01281	東堅北古世線	亀岡市突抜町43番1先 亀岡市突抜町43番1先	25.00m	9.65m ～ 9.66m
02020	南掛栢原線	亀岡市東別院町鎌倉柿木原11番1先 亀岡市東別院町鎌倉柿木原7番2先	405.00m	5.85m ～ 14.00m
02026	湯谷区道線	亀岡市東別院町湯谷市ノ三7番3先 亀岡市東別院町湯谷大西16番1先	300.00m	4.00m ～ 6.10m
03020	大野万願寺線	亀岡市西別院町万願寺河原2番5先 亀岡市西別院町万願寺河原2番2先	53.00m	4.90m ～ 12.00m
04020	西條重利線	亀岡市曾我部町重利軍垂40番10先 亀岡市曾我部町重利軍垂41番先	19.34m	9.80m ～ 9.80m
04041	南条寺線	亀岡市曾我部町南条向山29番10先 亀岡市曾我部町南条岩ヶ谷1番25先	82.00m	4.44m ～ 6.00m
06004	太田線	亀岡市葎田野町鹿谷中村64番先 亀岡市葎田野町鹿谷中村64番先	7.50m	4.30m ～ 4.80m
06012	佐伯鉦山線	亀岡市葎田野町鹿谷中村64番先 亀岡市葎田野町鹿谷下条4番2先	18.00m	5.15m ～ 7.00m
06026	柿花線	亀岡市葎田野町柿花中道32番先 亀岡市葎田野町柿花中道32番1先	33.00m	3.60m ～ 3.90m
06031	太田口天川線	亀岡市吉川町吉田堅田38番先 亀岡市吉川町吉田堅田38番先	24.00m	2.51m ～ 2.51m
06063	大井側道支線4号線	亀岡市大井町並河深町12番1先 亀岡市大井町並河深町12番1先	1.00m	12.39m ～ 12.39m
06079	湯ノ花温泉線	亀岡市葎田野町佐伯大門35番1先 亀岡市葎田野町佐伯下峠1番1先	182.00m	9.39m ～ 15.00m
09013	宮川学校線	亀岡市宮前町宮川仮家101番先 亀岡市宮前町宮川仮家101番先	40.00m	4.00m ～ 7.00m
09013	宮川学校線	亀岡市宮前町宮川仮家2003番先 亀岡市宮前町宮川仮家2003番先	10.00m	4.80m ～ 7.00m
09024	猪倉学校2号線	亀岡市宮前町宮川小田1002番先 亀岡市宮前町宮川小田2015番先	677.37m	6.00m ～ 8.00m
11054	並河若宮線	亀岡市大井町並河堂又1番1先 亀岡市大井町並河熊田69番1先	368.00m	10.40m ～ 17.00m
11068	前川線	亀岡市大井町並河中又6番1先 亀岡市大井町並河中又6番1先	18.00m	3.80m ～ 3.80m

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
11082	野寺線	亀岡市大井町並河堂又98番9先 亀岡市大井町並河堂又98番9先	4.00m	4.83m ～ 4.83m
11083	野寺中学校線	亀岡市大井町並河堂又98番8先 亀岡市大井町並河堂又98番8先	9.00m	5.50m ～ 9.50m
11091	熊田亀ヶ渚線	亀岡市大井町並河熊田70番1先 亀岡市大井町並河亀ヶ渚17番2先	78.00m	8.05m ～ 10.70m
11091	熊田亀ヶ渚線	亀岡市大井町並河亀ヶ渚54番1先 亀岡市大井町並河亀ヶ渚54番1先	12.00m	10.50m ～ 10.50m
11107	大井側道3号線	亀岡市大井町南金岐重見69番先 亀岡市大井町並河亀ヶ渚54番1先	494.00m	5.53m ～ 11.98m
11131	工業団地線	亀岡市大井町南金岐重見72番3先 亀岡市大井町南金岐重見72番3先	17.00m	16.00m ～ 16.00m
12057	小金岐小林線	亀岡市大井町小金岐一丁目3番71先 亀岡市大井町小金岐一丁目3番67先	38.00m	6.00m ～ 12.00m
12112	上川関国道線	亀岡市千代川町川関カミ91番5先 亀岡市千代川町川関カミ91番5先	16.00m	3.20m ～ 3.90m
12119	小林下戸1号線	亀岡市千代川町小林下戸10番1先 亀岡市千代川町小林下戸14番1先	17.00m	6.50m ～ 6.50m
14018	樋ノ口線	亀岡市旭町樋ノ口250番先 亀岡市旭町樋ノ口250番先	70.55m	6.77m ～ 8.02m
15058	小口線	亀岡市千歳町千歳溝川47番3先 亀岡市千歳町千歳溝川48番1先	45.00m	3.50m ～ 5.75m
17018	西馬場荒金線	亀岡市保津町五番57番3先 亀岡市保津町五番60番3先	50.00m	6.00m ～ 7.15m
17067	保津橋葛原線	亀岡市保津町十八ノ坪21番先 亀岡市保津町十八ノ坪21番先	6.43m	15.00m ～ 15.00m
18060	八幡線	亀岡市篠町篠八幡裏2番先 亀岡市篠町篠八幡裏2番先	18.00m	2.80m ～ 3.68m
18094	野条墓線	亀岡市篠町野条イカノ辻南94番1先 亀岡市篠町野条イカノ辻南94番1先	6.00m	9.80m ～ 9.80m
18094	野条墓線	亀岡市篠町野条池ノ下7番24先 亀岡市篠町野条池ノ下7番24先	8.00m	6.33m ～ 6.33m
18098	ひばりヶ丘2号線	亀岡市篠町野条馬場5番3先 亀岡市篠町野条馬場5番3先	9.00m	5.90m ～ 5.93m
18207	上又上西裏線	亀岡市篠町篠空殿林1番先 亀岡市篠町篠空殿林1番先	65.00m	6.01m ～ 8.09m
18207	上又上西裏線	亀岡市篠町篠中西裏39番1先 亀岡市篠町篠中西裏39番1先	57.00m	5.97m ～ 6.09m
18231	古大道支線	亀岡市篠町篠上中筋40番1先 亀岡市篠町篠上中筋40番1先	32.00m	9.01m ～ 9.02m
19001	東つつじヶ丘中央線	亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目23番81先 亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目23番90先	83.00m	6.22m ～ 10.52m
19007	つつじヶ丘1号線	亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目23番13先 亀岡市東つつじヶ丘都台一丁目30番23先	63.00m	5.98m ～ 6.52m
19008	つつじヶ丘6号線	亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目30番24先 亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目30番24先	2.57m	6.00m ～ 6.00m

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
19057	つつじヶ丘141号線	亀岡市東つつじヶ丘都台三丁目23番100先 亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目30番39先	61.00m	6.50m ～ 6.51m
01265	クニッテル12号線	亀岡市三宅町二丁目25番1先 亀岡市三宅町二丁目21番12先	131.53m	5.95m ～ 6.00m
01308	保津橋追分線	亀岡市追分町下島9番先 亀岡市保津町下中島12番4先	156.40m	11.50m ～ 17.00m
01310	北古世8号線	亀岡市北古世町一丁目55番65先 亀岡市北古世町一丁目55番66先	27.30m	6.00m ～ 12.00m
04100	夫婦池団地4号線	亀岡市曾我部町南条宮田筋16番93先 亀岡市曾我部町南条宮田筋16番19先	98.30m	5.25m ～ 5.26m
04101	長縄手線	亀岡市曾我部町寺長縄手23番10先 亀岡市曾我部町寺長縄手23番11先	126.10m	6.00m ～ 6.00m
07046	下ノ道線	亀岡市本梅町平松河原垣内1番2先 亀岡市本梅町中野泥ヶ淵1番59先	793.91m	3.00m ～ 7.20m
09031	五夜垣内奥ノ谷線	亀岡市宮前町猪倉谷田7番4先 亀岡市宮前町猪倉奥ノ谷56番先	126.47m	3.80m ～ 7.40m
09032	前田半松木線	亀岡市宮前町猪倉前田30番先 亀岡市宮前町猪倉半松木4番2先	810.13m	2.40m ～ 10.00m
09033	宮ノ下野村線	亀岡市宮前町猪倉前田44番先 亀岡市宮前町猪倉野村50番先	470.06m	2.00m ～ 5.40m
09034	青野線	亀岡市宮前町宮川青野94番先 亀岡市宮前町宮川青野96番先	166.90m	5.20m ～ 7.00m
09037	湯ノ花橋線	亀岡市宮前町猪倉椿原23番先 亀岡市本梅町平松湯ノ花5番2先	280.30m	4.80m ～ 15.85m
11090	鎌又中又線	亀岡市大井町並河鎌又2番4先 亀岡市大井町並河中又6番1先	331.70m	3.25m ～ 19.80m
11188	並河3丁目3号線	亀岡市大井町並河三丁目41番1先 亀岡市大井町並河三丁目39番1先	216.00m	9.18m ～ 16.70m
12065	南筋北浦線	亀岡市千代川町湯井巽筋46番1先 亀岡市千代川町湯井南筋21番先	263.90m	4.85m ～ 8.32m
12138	小林下戸2号線	亀岡市千代川町小林下戸9番17先 亀岡市千代川町小林下戸9番13先	51.20m	6.00m ～ 12.00m
12139	小川3丁目1号線	亀岡市千代川町小川三丁目10番43先 亀岡市千代川町小川三丁目10番44先	306.60m	6.00m ～ 6.60m
12140	小川3丁目2号線	亀岡市千代川町小川三丁目13番7先 亀岡市千代川町小川三丁目10番20先	91.00m	6.02m ～ 6.04m
12141	上川関線	亀岡市千代川町川関カミ1番4先 亀岡市千代川町川関カミ52番先	270.15m	2.30m ～ 17.00m
13092	堂ノ前正田線	亀岡市馬路町堂ノ前106番先 亀岡市千歳町国分正田106番先	3,588.96m	6.50m ～ 24.00m
15067	国分新田線	亀岡市千歳町国分一口67番先 亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先	294.00m	6.00m ～ 11.00m
18194	中条北条線	亀岡市篠町山本中条28番1先 亀岡市篠町山本北条44番2先	61.00m	2.28m ～ 3.35m

「揭示済」

亀岡市告示第41号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、平成30年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

平成30年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間 平成30年4月1日から平成30年5月31日まで（閉庁日を除く）
- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市総務部税務課

「掲示済」

亀岡市告示第42号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略

3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「掲示済」

亀岡市告示第43号

亀岡市バイオマスエネルギー利活用詳細ビジョン策定委員会設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市バイオマスエネルギー利活用詳細ビジョン策定委員会設置要綱等の一部を改正する告示

（亀岡市バイオマスエネルギー利活用詳細ビジョン策定委員会設置要綱の一部改正）

第1条 亀岡市バイオマスエネルギー利活用詳細ビジョン策定委員会設置要綱（平成16年亀岡市告示第127号）の一部を次のように改正する。

第7条中「ものづくり産業課」を「商工観光課」に改める。

（京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会設置要綱の一部改正）

第2条 京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会設置要綱（平成12年亀岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市民力推進課」を「文化・スポーツ課」に改める。

（亀岡市都市農地活用推進協議会設置要綱の一部改正）

第3条 亀岡市都市農地活用推進協議会設置要

綱（平成7年亀岡市告示第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「土木建築部」を「まちづくり推進部」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第44号

亀岡市くらしの資金貸付規程（昭和45年亀岡市告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条中「100,000円」を「50,000円」に改める。

第4条第1号中「4箇月」を「2箇月」に、「2年」を「1年」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第45号

亀岡市創業支援助成金交付要綱（平成27年亀岡市告示第54号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第1号中「（30万円を限度とする。）」を削り、同条第2号中「（20万円を限度とする。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する助成金の額は、30万円を限度として交付するものとする。ただし、前条に規定する交付対象者が亀岡商工会議所に加入している場合の助成金の額は、50万円を限度として交付するものとする。

第5条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 亀岡商工会議所が発行する会員証明書（申請者が亀岡商工会議所に加入している場合に限る。）

別記第2号様式を次のように改める。

別記様式 省略

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第46号

亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱（平成25年亀岡市告示第57号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条第1号中「平成30年3月31日」を「平成30年9月30日」に改める。

第5条第1項中「200,000円」を「150,000円」に改め、同条第2項中「額に」の次に「対象労働者1人につき」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 対象事業所が亀岡商工会議所に加入している場合は、亀岡商工会議所加算として第1項の額に対象労働者1人につき50,000円を加算して交付する。

第5条に次の3項を加える。

4 対象労働者が女性である場合は、女性応援加算として第1項の額に対象労働者1人につき50,000円を加算して交付する。

5 対象労働者が雇用開始日に50歳から64歳である場合は、シニア加算として第1項の額に対象労働者1人につき50,000円を加算して交付する。

6 対象労働者が申請日時点において子ども（出生の日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。）の保護者（親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、子どもを現に監督し、保護する者をいう。）である場合は、子育て応援加算として第1項の額に対象労働者1人につき50,000円を加算して交付する。

第6条第1項第6号を次のように改める。

(6) 前条第3項に該当する申請者は、亀岡商

工会議所が発行する会員を証するもの
第6条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 前条第6項に該当する申請者は、対象労働者と当該子どもの氏名が記載された住民票の写し、児童手当受給証明書、その他の当該子どもの保護者であることが確認できるもの

別記第1号様式別紙を次のように改める。

別記様式 省略

別記第2号様式を次のように改める。

別記様式 省略

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱は、平成30年4月1日以後に雇用された対象労働者に係る助成金について適用し、平成30年3月31日までに雇用された対象労働者に係る助成金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第47号

亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付要綱（平成26年亀岡市告示第245号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条に次の1項を加える。

- 2 前条に規定する交付対象者が亀岡商工会議所に加入していない場合の助成金の額は、前項に規定する助成金の額に100分の80を乗じた額とする。

第4条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 亀岡商工会議所が発行する会員を証するもの

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第48号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	後期高齢者 医療保険料 額変更決定 通知書	平成29年度	後期高齢者 医療保険料	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30の規定により告示する。

平成30年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

申請者	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 利生会	介護予防支援	亀岡市中部地域包括 支援センター	亀岡市蕨田野町柿花 畑ケ中17	平成30年4月1日
医療法人 睦会	介護予防支援	亀岡市南部地域包括 支援センター	亀岡市曾我部町西条 下檀ノ上3-1 コーポ光1階101・ 2階205	平成30年4月1日

「揭示済」

亀岡市告示第50号

亀岡市後期高齢者医療保険料徴収嘱託員取扱要綱（平成22年亀岡市告示第1号）は、廃止する。

平成30年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第51号

亀岡市国民健康保険徴収嘱託員取扱要綱（昭和52年亀岡市告示第24号）は、廃止する。

平成30年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第52号

亀岡市介護保険料徴収嘱託員取扱要綱（平成16年亀岡市告示第1号）は、廃止する。

平成30年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第53号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成30年3月31日から平成30年4月16日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
09037	湯ノ花橋線	亀岡市宮前町猪倉椿原23番先	280.30m	4.80m
		亀岡市本梅町平松湯ノ花5番の2先		15.85m

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市公用自転車の管理等に関する規程を次のように定める。

平成30年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市公用自転車の管理等に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、環境への配慮及び経費の削減を図るため、市の所有する自転車（以下「公用自転車」という。）の適正な管理及び安全な運行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車で、市が所有するものをいう。
- (2) 管理者 公用自転車を管理する所属の長をいう。
- (3) 運転者 公用自転車を使用する職員をいう。

(公用自転車の管理)

第3条 管理者は、次の掲げる職務を行う。

- (1) 公用自転車の保管に関すること。

(2) 公用自転車の配車、運行管理及び維持管理に関すること。

(3) 公用自転車運転日誌に関すること。

(4) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録に関すること。

(5) その他公用自転車の管理に関すること。

(公用自転車の点検整備)

第4条 管理者及び運転者は、公用自転車を安全かつ適正に利用するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 管理者は、公用自転車を定期的に点検し、必要に応じて修理し、又は調整すること。
- (2) 運転者は、公用自転車を使用する前に点検を行うこと。

(公用自転車管理台帳の整備)

第5条 公用自転車は、全て財産管理課長が保管する公用自転車管理台帳に登録しなければならない。

(公用自転車の使用基準)

第6条 公用自転車は、移動する範囲が駐輪場から概ね半径2キロメートル（原動機を用いる自転車は概ね往復20キロメートル）以内である場合で、その使用により環境の保全又は事務の効率化が図られると認められるときは、積極的に使用するよう努めるものとする。

(公用自転車の使用手続)

第7条 運転者は、管理者が定める方法により、公用自転車運転日誌に使用の手続きをしなければならない。

2 運転者は、公用自転車の使用を終了したときは、当該公用自転車を所定の位置に格納し、その鍵を管理者に返却するとともに公用自転車運転日誌に運行状況を速やかに記入しなければならない。この場合において、公用自転車に修理が必要と認められるときは、管理者に報告しなければならない。

(運転者の遵守事項)

第8条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に関係法令を遵守し、安全かつ適切な運行に努めること。
- (2) 公用自転車から離れる場合は、盗難防止のため施錠すること。
- (3) 運転者は、運行中の公用自転車を市職員以外の者に使用させてはならない。

(事故時の措置)

第9条 運転者が公用自転車の運行中に事故を起こした場合は、運転者は法令に基づく適切な処置を講じるとともに直ちに所属長及び管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の事故の連絡を受けた所属長は、当該事故の概要を速やかに財産管理課長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領等の一部を改正する訓令

(亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部改正)

第1条 亀岡市工事請負業者選定事務処理要領(昭和45年亀岡市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第7条第2項中「ものづくり産業課長」を「商工観光課長」に改める。
(亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部改正)

第2条 亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱(平成17年亀岡市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「ものづくり産業課長」を「商工観光課長」に改め、「桂川・道路整備課長」を削る。

第5条第4項中「ものづくり産業課長」を「商工観光課長」に改める。
(亀岡市建設工事事故調査委員会設置要綱の一部改正)

第3条 亀岡市建設工事事故調査委員会設置要綱(平成16年亀岡市訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「ものづくり産業課長」を「商工観光課長」に改める。

(亀岡市公共工事等入札・契約制度検討委員会設置要綱の一部改正)

第4条 亀岡市公共工事等入札・契約制度検討委員会設置要綱(平成19年亀岡市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第3条中「ものづくり産業課長」を「商工観光課長」に改める。

(亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱の一部改正)

第5条 亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱（平成13年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「ものづくり産業課」を「商工観光課」に改める。

別表中「ものづくり産業課長」を「商工観光課長」に改める。

（亀岡市公用車使用規程の一部改正）

第6条 亀岡市公用車使用規程（平成8年亀岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「会計課」を「財産管理課」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第5号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第11条の2を削る。

第27条中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号及び第16号を削り、第17号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 国民健康保険事業納付金に関すること。

第30条第3号を削る。

第31条を次のように改める。

（こども未来課長の専決事項）

第31条 次の事項は、こども未来課長が専決する。

(1) 健康診査（母子保健事業に関することに限る。）に関すること。

(2) 保健センター（ただし、第14条に定める課長の共通専決事項の範囲内とする。）に関すること。

第32条及び第33条を次のように改める。

（商工観光課長の専決事項）

第32条 次の事項は、商工観光課長が専決する。

(1) 商工業者の経営指導に関すること。

(2) 商工関係諸団体の指導育成に関すること。

(3) 計量器検査の実施に関すること。

(4) 観光に係る軽易な企画及び宣伝に関すること。

第33条 削除

第45条に次の1項を加える。

2 副課長の勤務場所が別にある課においては、副課長の勤務場所以外の勤務場所における副課長の共通専決事項は、課長が専決することができる。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第6号

庁中一般

亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員（再任用職員、非常勤嘱託職員、臨時職員及び臨時的任用職員を含む。）が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めた後も、その職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏（以下「旧姓」という。）を使用する場合の手續等について定める。

(旧姓使用の申請及び承認)

第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、所属長を経て任命権者に申請しその承認を受けなければならない。

2 前項に定める申請は、亀岡市職員の旧姓使用申請書（別記第1号様式）により行うものとする。

3 前項の亀岡市職員の旧姓使用申請書は、亀岡市職員服務規則（昭和30年亀岡市規則第5号。以下「服務規則」という。）第33条に規定する履歴事項の変更届に添えて提出するものとする。

(旧姓を使用する範囲)

第3条 前条に定める承認を受けた職員は、次の各号に定める場合を除き旧姓を使用できるものとする。

- (1) 公権力の行使に関わる場合
- (2) 税務署、共済組合、年金事務所、銀行その他の外部の機関等に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合
- (4) 人事給与等関係文書で電子計算システムの構成又は設定に変更が必要となる場合
- (5) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じさせるおそれがある場合（承認の取消）

第4条 任命権者は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用の承認を取り消すことができる。

2 任命権者は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を亀岡市職員の旧姓使用取消通知書（別記第2号様式）により、所属長を経て当該旧姓使用の承認を取り消された職員に通知する。

(旧姓使用者等の責務)

第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民及び他の職員に誤解又は混乱等が生じないように努めるとともに、旧姓の使用の承認を受けた場合は、原則として旧姓を使用しなければならない。

2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。

(旧姓使用中止の申請及び承認等)

第6条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、所属長を経て任命権者に申請しその承認を受けなければならない。

2 前項に定める申請は、亀岡市職員の旧姓使用中止申請書（別記第3号様式）により行うものとする。

3 前項の亀岡市職員の旧姓使用中止申請書は、服務規則第33条に規定する履歴事項の変更届に添えて提出するものとする。

4 職員は、特段の理由なく旧姓使用の申請と旧姓使用中止の申請を繰り返してはならない。

(他の任命権者に届け出た者等の取扱い)

第7条 一の任命権者へ申請した第2条の規定による申請は、他の任命権者に行ったものとみなす。

(台帳への記載)

第8条 第2条及び第6条の規定により承認したとき又は第4条の規定により承認を取り消したときは、人事担当課が亀岡市職員の旧姓使用台帳(別記第4号様式)にその旨を記載しなければならない。

(他団体等への派遣職員の適用除外)

第9条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式 省略

亀岡市訓令第7号

庁中一般

亀岡市職員の政策研究に関する要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員の政策研究に関する要綱を廃止する訓令

亀岡市職員の政策研究に関する要綱(平成21年亀岡市訓令第11号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成30年3月31日から施行する。

公 告

亀岡市公告第11号

一般競争入札（条件付き）（合併入札）を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年3月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務の概要等

- (1) 業務名 医王谷エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務
エコトピア亀岡浸出水処理施設運転及び保守点検業務
大野区公共井水供給施設運転及び保守点検業務
- (2) 業務場所 **【医王谷エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務】**
亀岡市下矢田町医王谷25番地1
【エコトピア亀岡浸出水処理施設運転及び保守点検業務】
亀岡市東別院町大野法華1番地
【大野区公共井水供給施設運転及び保守点検業務】
亀岡市東別院町大野地内
- (3) 業務種別 保守・維持管理業務
- (4) 業務概要 **【医王谷エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務】**
別紙「医王谷エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務業務委託仕様書平成30～32年度」のとおり
【エコトピア亀岡浸出水処理施設運転及び保守点検業務】
別紙「エコトピア亀岡浸出水処理施設運転及び保守点検業務業務委託仕様書平成30～32年度」のとおり
【大野区公共井水供給施設運転及び保守点検業務】
別紙「大野区公共井水供給施設運転及び保守点検業務業務委託仕様書平成30～32年度」のとおり
- (5) 業務期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

2 入札に参加する者に必要な資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 「平成29年度亀岡市物品納入等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録しており、営業品目「23 保守管理業務」の希望順位が第1位又は第2位であること。

- (2) 入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (7) 国、地方公共団体又は一部事務組合が発注した一般廃棄物処理を対象とした管理型最終処分場の浸出水処理施設（浸出水処理能力が70m³/日以上）且つ飲料水供給施設（1日最大給水量が18m³/日以上）において、契約期間中、いずれの施設においても全てが委託業者のみによる24時間運転（委託範囲に施設内点検及び小修繕を含む。）の実績があること。

実績については、平成30年2月1日時点において履行中であること及び直近5年以内で過去2年以上連続して業務を履行している実績（同一契約先であって、単年・複数年契約の別を問わない。）を、近畿圏内（2府4県）で1件以上受託していること。

なお、受託実績は、単独で元請として受託したものであること。

※受託実績とみなす条件

- ① 「2 入札に参加する者に必要な資格要件」の(7)を満たすものであること。
- ② 受託の形態が指定管理者制度による場合も同等の受託実績とみなす。
- ③ 一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設運転及び保守点検業務と飲料水供給施設運転及び保守点検業務を一括して受注していない場合でも、「2 入札に参加する者に必要な資格要件」の(7)を満たすものであれば受託実績とみなす。ただし、一括して受注していない場合は、それぞれの業務において、「2 入札に参加する者に必要な資格要件」の(7)を満たす必要がある。

- (8) (7)に記載の施設における設備の修繕を自社で行っており、当該施設の設備修繕の実績を有すること。
- (9) 業務の履行において、次に掲げる有資格者を自社において全て保有していること。
- ア 最終処分場技術管理士
 - イ 第二種電気工事士
 - ウ 乙種第4類危険物取扱者
 - エ 第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
 - オ 有機溶剤作業主任者技能講習修了者
 - カ 水道技術管理者
 - キ 水道施設管理技士（浄水3級）
- (10) 一般競争入札参加資格確認申請時に、当該公告の3「一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類」の(2)から(7)までに定める書類を提出できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設運転及び保守点検業務実績調書（様式2）
- (3) 飲料水供給施設運転及び保守点検業務実績調書（様式3）
- (4) 一般廃棄物管理型最終処分場浸出水処理施設における設備修繕実績調書（様式4-1）
飲料水供給施設における設備修繕実績調書（様式4-2）
- (5) 業務従事者予定者名簿（様式5）
- (6) 業務従事者予定者経歴書（様式6）
- (7) 入札に参加する者に必要な資格要件を満たしていることの誓約書（様式7）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年3月2日（金） 午後1時から 平成30年3月13日（火） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書等並びに仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせのうえ配布期間内の受付時間中（午前9時から正午まで、午後1時から4時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。
一般競争入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年3月12日（月） 午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで 平成30年3月13日（火） 午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで	1 入札に参加を希望する者は、当該公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出方法 当該公告に示す期間内に、亀岡市企画管

		<p>理部契約検査課へ持参により提出すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該当公告の「3 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は公告で指定した様式で作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
<p>一般競争入札参加資格確認通知書の送付</p>	<p>平成30年3月14日（水）までに発送</p>	<p>一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
<p>一般競争入札参加資格確認申請等並びに仕様書等に関する質問の受付</p>	<p>一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問 平成30年3月9日（金）午後5時まで 仕様書等に関する質問 平成30年3月16日（金）午後3時まで</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問は公告に示す期間内に契約検査課にて随時受け付ける。 (契約検査課電話番号0771-25-5041)</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式8）にて行うこととし、下記の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。</p> <p>質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡（電話番号0771-25-5041）すること。</p> <p>送付した旨の電話連絡がない場合は質問書を受付できないことがあるので留意すること。</p> <p>質問書送付先：電子メールアドレス sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp</p>

質問に関する回答	一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問回答：随時 仕様書等に関する質問回答 平成30年3月19日（月） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問の回答については、随時、原則質問者のみ行う。 2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。 3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。
入札日時	平成30年3月23日（金） 午前10時00分（厳守）	入札については、下記「5 入札に関する留意事項」のとおり

5 入札に関する留意事項

(1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）

(2) 入札にあたっては、業務委託費内訳書を提出すること。

ア 業務委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は参考資料として添付されている「平成30～32年度医王谷エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務参考資料」、「平成30～32年度エコトピア亀岡浸出水処理施設運転及び保守点検業務参考資料」、「平成30～32年度大野区公共井水供給施設運転及び保守点検業務参考資料」の項目に一致させること。

イ 業務委託費内訳書は、「平成30～32年度医王谷エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務参考資料」、「平成30～32年度エコトピア亀岡浸出水処理施設運転及び保守点検業務参考資料」、「平成30～32年度大野区公共井水供給施設運転及び保守点検業務参考資料」の各業務ごとに作成すること。

ウ 業務委託費内訳書の表紙には、業務名、商号又は名称、代表者氏名（代理人が入札する場合は、当該代理人の氏名）を記載し、押印すること。

(3) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「医王谷エコトピア浸出水処理施設運転及び保守点検業務」、「エコトピア亀岡浸出水処理施設運転及び保守点検業務」、「大野区公共井水供給施設運転及び保守点検業務」の合計額（年額）とする。また、落札決定に当たっては、入札書（様式9）に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入

札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（入札箱に入札書を投函するまで）に辞退届（様式10）を提出しなければならない。

(9) 書面による入札

ア 入札書には入札者の氏名と商号又は名称を記載し、押印しなければならない。

代理人による入札の場合は、委任状（様式11）を提出し、入札書には当該代理人の氏名を記載し、押印しなければならない。

イ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に業務名、商号又は名称、代表者氏名（代理人が入札する場合は、当該代理人の氏名）を記載、押印し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内に入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

(10) 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

(11) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請等の提出を履行しなかった者又は一般競争入札参加資格確認申請等に虚偽の記載をした

者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ 内訳書の提出をもとめている場合に、内訳書を提出せずに入札を行った者

(12) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これ

に代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(13) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 入札保証金
免除する。

7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金
免除する。

9 契約書作成の要否
要

10 契約締結・契約金額について
本入札案件は合併入札であり、契約は入札金額を案分し、業務ごとに契約書を作成し契約締結する。

11 その他
(1) 当該入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算について減額又は削除があった場合、発注者は本契約を変更し、又は解除することができるものとする。その場合、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるも

のとする。

(2) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。

(3) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(4) 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(5) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

(6) 一般競争入札参加資格確認申請等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(7) 以上に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。

12 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市企画管理部契約検査課

T E L 0771-25-5041 / F A X 0771-25-5157

電子メール

sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ

<http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成30年3月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年3月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第13号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 組合の名称

亀岡市大井町南部土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年6月15日から平成33年3月31日まで

3 施行地区の区域

区 域	付記	区 域	付記
大井町 並河堂又	全部	大井町 並河二丁目	一部
〃 並河前脇	一部	〃 南金岐重見	一部
〃 並河熊田	一部	〃 南金岐好実根	一部
〃 並河亀ヶ淵	一部	〃 南金岐丁田	一部
〃 並河深町	一部	禰田野町 太田古実根	一部
〃 並河観並	一部	〃 太田草田	一部
〃 並河二丁目	一部		

4 事務所の所在地

亀岡市大井町並河一丁目21番1号

5 設立認可の年月日

平成21年6月15日

6 変更認可の年月日

平成30年3月26日

「揭示済」

亀岡市公告第14号

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

平成30年3月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業の名称

南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業

3 施行地区の区域

区 域	付記	区 域	付記
大井町 並河堂又	全部	大井町 並河二丁目	一部
〃 並河前脇	一部	〃 南金岐重見	一部
〃 並河熊田	一部	〃 南金岐好実根	一部
〃 並河亀ヶ淵	一部	〃 南金岐丁田	一部
〃 並河深町	一部	禰田野町 太田古実根	一部
〃 並河観並	一部	〃 太田草田	一部
〃 並河二丁目	一部		

3 縦覧に供する図書

施行地区及び設計の概要を表示する図書

4 縦覧期間

土地区画整理法第45条第5項又は同法第103条第4項の公告の日まで

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第15号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ
り公告する。

平成30年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 捕獲日時 平成30年3月24日
午前11時
- 2 捕獲場所 亀岡市旭町寺畑
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雌
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 布製首輪あり

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成30年
4月1日）までに引取りのないときは処
分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

任免及び辞令

島田 千代美
石田 悦男
植木 多津子
大西 利和
佐藤 英夫
人見 正
俣野 幸子
須田 みどり

（各 通）

亀岡市公務災害補償等認定委員会委員に委嘱し
ます

平成30年3月2日

若本 夏美
亀岡市教育委員会委員の任命を解きます

菱田 光紀
亀岡市監査委員の辞職を承認します

平成30年3月31日

議会事務局欄

規則

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市議会議長 湊 泰孝

亀岡市議会規則第1号

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、事情の変更があった場合はこの限りでない。

第65条中「会期中」を「議会期間中」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を都市監査基準に準拠して実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月19日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 菱田光紀

1 監査の種類

平成29年度定期監査

2 監査の対象

監査の対象課にかかる平成29年度の財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長への聴取を行った。また、現金取扱事務については、会計管理者からつり銭の交付を受けているものを対象に調査し、必要な場合に現地監査を行うが、今回の対象課については現地監査を実施しなかった。

5 監査の対象課、期間及び実施場所

対象課	監査期間	実施場所	現地監査
○環境市民部 ・環境政策課 ・環境クリーン推進課 ・市民課 ・保険医療課	平成29年12月5日から 平成30年2月19日まで	監査委員室	—
○まちづくり推進部 ・都市計画課 ・都市整備課 ・政策交通課 ○土木建築部 ・桂川・道路整備課 ・土木管理課 ・建築住宅課	平成30年1月19日から 平成30年3月16日まで	監査委員室	—

6 監査の除斥

関本監査委員は、亀岡駅北土地区画整理組合理事長に従事しているため、当該事業の監査に関し、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

7 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いては概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 環境市民部

以下の各課に係る平成29年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 環境政策課

犬登録等手数料の還付において、還付処理した分の調定金額を減額する調定更正がされていなかった。

調定事務については、適正な事務処理をされたい。

イ 環境クリーン推進課

過年度収入の調定事務において、前年度のし尿汲取手数料の収入未済分が調定されていなかった。

財務規則には、出納閉鎖期日までに収納されないものがあるときは、閉鎖期日の翌日に翌年度へ繰り越さなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 市民課

特に指摘する事項はなかった。

エ 保険医療課

特に指摘する事項はなかった。

(2) まちづくり推進部

以下の各課に係る平成29年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

ア 都市計画課

特に指摘する事項はなかった。

イ 都市整備課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 政策交通課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 土木建築部

以下の各課に係る平成29年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 桂川・道路整備課

特に指摘する事項はなかった。

イ 土木管理課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 建築住宅課

(ア) 市有地占用料の請求において、会計年度単位で定めた市有地占用料の請求が5月8日付で行われ、納期限が5月23日となっているものがあった。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金は、その年度の4月末日を納期限とし、指定すべき日が休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 市有地占用料の請求において、会計年度単位で定めた市有地占用料の納期限が4月21日となっているものがあった。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金は、その年度の4月末日を納期限とし、指定すべき日が休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 市有地占用に係る許可事務において、許可申請書に占用期間が記載されていないものがあった。

財務規則には、行政財産の使用の許可をするときは、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の

指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと定められている。
規定に基づき適正な事務処理をされたい。

以上が環境市民部等における、平成29年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた現金取扱事務における以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

現金出納簿について、現金出納簿は整備されていたが、記録整理が不十分な部署が見受けられた。現金出納簿には現金の出入及び残額を明確にし、収納金額を適切に管理する目的はもちろんであるが、「いつ」、「何が」、「いくら」保管されていたのかを正確に把握することにより、万一の場合に、現金の流れの中から問題点を容易に追跡できるといった効果があるなど、現金を取り扱う上で重要な役割を果たす帳簿である。

現金出納簿の必要性を十分に理解のうえ、事務改善に取り組まれない。

また、前例踏襲された事務処理が日常業務の非効率に繋がっているものも一部で見受けられた。前例や慣習に捉われることなく、常に日常業務の中に無駄や非効率なものはないか、誰が見てもわかりやすい形式、表現となっているか等を点検し、事務改善に努められたい。

公金は、市民等から託された大切な金銭であることを職員一人ひとりが再認識し、より一層慎重な運用がなされることを期待するものである。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第2号

亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則の一部を改正する規則

亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則（昭和62年亀岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「木の教育宿泊研修施設」を「児童生徒地域交流施設」に改める。

第3条中「亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」）」を「亀岡市教育委員会教育長（以下「教育長」）」に改める。

第4条中「次の各号に該当する場合に使用させるものとする」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校が計画的に使用する場合に使用させるものとする」に改め、同条各号を削る。

第5条第1項中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第2項を削る。

第6条を削る。

第7条第1項中「第5条」を「前条」に、「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、教育長がやむを得ない理由がある

と認めるときは、この限りでない。

第7条を第6条とする。

第8条中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条を第9条とする。

第11条を削り、第12条を第10条とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記様式 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則第7条の規定によりなされた申請及び第8条の規定による許可については、改正後の亀岡市立亀岡中学校若木の家管理規則第6条及び第7条の規定によりなされた行為とみなす。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年亀岡市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

別表中

「

保津小学校放課後児童会	亀岡市保津町構ノ内53番地
-------------	---------------

」

を

「

保津小学校放課後児童会	亀岡市保津町式番11番地1
-------------	---------------

」

に改める。

別記第3号様式の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第2項の表中

「

亀岡小学校放課後児童会	亀岡市内丸町15番地
-------------	------------

」

を

「

亀岡小学校放課後児童会	亀岡市内丸町15番地
安詳小学校放課後児童会	亀岡市篠町篠中北裏68番地

」

に、

「

保津小学校放課後児童会	亀岡市保津町構ノ内53番地
-------------	---------------

」

を

「

千代川小学校放課後児童会	亀岡市千代川町北ノ庄国主ケ森21番地
保津小学校放課後児童会	亀岡市保津町式番11番地1
つつじヶ丘小学校放課後児童会	亀岡市西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の表中安詳小学校放課後児童会、千代川小学校放課後児童会及びつづじヶ丘小学校放課後児童会の改正規定は、平成30年4月8日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第4号

亀岡市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市立学校施設使用条例施行規則（平成16年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という）」を「亀岡市教育委員会教育長（以下「教育長」という）」に改める。

第3条第1項中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「教育長」に、「登録証」を「学校施設使用登録証（別記第2号様式）」に改め、同条第3項中

「教育委員会」を「教育長」に改める。

第4条第1項中「登録証」を「学校施設使用登録証」に、「学校施設使用許可申請書（別記第2号様式）」を当該学校の長を経由して教育委員会に提出しなければならない。」を「学校施設使用許可申請書兼許可書及び使用日誌（別記第3号様式。以下「使用許可書等」という。）を当該学校の長を経由して教育長に提出しなければならない。ただし、児童生徒地域交流施設については、直接教育長に提出するものとする。」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「教育長」に、「学校施設使用許可書（別記第3号様式。以下「使用許可書」という。）」を「使用許可書等」に改める。

第5条中「管理者」を「教育長」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

第6条 使用者は、教育長が発する納入通知により条例第7条に規定する使用料を納入しなければならない。ただし、次条により使用料を免除される場合を除く。

第7条第1項第5号中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第2項中「別記第6号様式」を「別記第4号様式」に、「学校施設使用許可申請書」を「使用許可書等」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「教育長」に、「別記第7号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第8条第2項中「別記第8号様式」を「別記第6号様式」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条第2号を次のように改める。

(2) 敷地内で喫煙しないこと。

第11条第2項第3号中「教育委員会」を「教育長」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記様式 省略

別記第4号様式中「亀岡市教育委員会 様」を「(宛先) 亀岡市教育委員会教育長」に、

「

備 考	
--------	--

を

備 考	理 由
--------	-----

」に改める。

別記第5号様式中「亀岡市教育委員会」を「亀岡市教育委員会教育長」に改める。

別記第6号様式中「亀岡市教育委員会 様」を「(宛先) 亀岡市長」に、「責任者住所」を「使用責任者住所」に、

「

- 1) 学校名 亀岡市立
- 2) 使用施設 ア 屋内運動場(体育館) イ 格技場 ウ 小体育室 エ ミーティング室

」

を

「

学校名 亀岡市立

使用施設 ア 屋内運動場 (体育館) イ 格技場 ウ 小体育室 エ ミーティング室

 オ 児童生徒地域交流施設 (研修室・第 会議室)

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第5号

亀岡市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市社会教育指導員に関する規則 (昭和47年亀岡市教育委員会規則第2号) の一部を次のよ

うに改正する。

第2条第1項中「年齢65歳未満の」を削る。

第4条中「1週24時間以上36時間」を「1週17時間以上29時間」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市教育委員会基本規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第6号

亀岡市教育委員会基本規則等の一部を改正する等の規則

(亀岡市教育委員会基本規則の一部改正)

第1条 亀岡市教育委員会基本規則(昭和31年亀岡市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

7	亀岡市中央公民館長印	7	24ミリ平方	〃	1	亀岡市中央公民館長
---	------------	---	--------	---	---	-----------

」

を削り、「8」を「7」に、「9」を「8」に、「10」を「9」に改める。

別掲中「

7

亀	岡	市
中	央	公
館	長	印

」

を削り、「8」を「7」に、「9」を「8」に、「10」を「9」に改める。

(亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第2条 亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和40年亀岡市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2 社会教育課の項中「中央公民館及び」を削る。

(亀岡市立図書館運営規則の一部改正)

第3条 亀岡市立図書館運営規則(昭和42年亀岡市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「亀岡市中央公民館、亀岡会館、」を削る。

第25条第1項第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第26条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第28条中「き損」を「毀損」に改める。

(亀岡市中央公民館使用条例施行規則の廃止)

第4条 亀岡市中央公民館使用条例施行規則(昭和45年亀岡市教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月23日

亀岡市教育委員会

教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

亀岡市教育委員会事務専決規程(昭和53年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、亀岡市中央公民館(以下「中央公民館」という。)の館長」を削る。

第2条中「学校施設」の次に「及び児童生徒地域交流施設」を加える。

第11条を削る。

第10条中「第4条」を「第5条」に改め、同条ただし書を削り、同条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「中央公民館、」を削り、「1件100,000円以上及び2,000,000円未満の支出負担行為の決定(負担金、補助金及び交付金に関するものを除く。)及び1件2,000,000円以上20,000,000円未満の支出命令に関すること」を「事務処理規程第14条に規定する

財務に関すること」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第9条とする。

第7条を次のように改める。

(学校教育課長の専決事項)

第8条 学校教育課長は、第4条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について専決することができる。

(1) 給食センター及び研究所の事務に係る事務処理規程第14条に規定する財務に関すること。ただし、所長が6級相当職員であるときは、この限りでない。

(2) 児童生徒地域交流施設の3日以内の目的外使用許可に関すること。

第6条を第7条とする。

第5条中「前条」を「第4条」に改め、同条第7号を削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(所長及び館長の共通専決事項)

第5条 給食センターの所長、図書館の館長、資料館の館長及び研究所の所長(以下「所長及び館長」という。)は、次に掲げる事項について専決することができる。

(1) 事務処理規程第14条に規定する庶務に関すること及び人事に関すること。

(2) 事務処理規程第42条に規定する財務に関すること。ただし、所長及び館長が亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)別表第2に規定する6級に相当する職員(以下「6級相当職員」という。)であるときは、事務処理規程第14条に規定する財務に関すること。

第12条から第14条までの規定中「第4条」を「第5条」に改め、ただし書を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月23日

亀岡市教育委員会

教育長 田中太郎

学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程の一部を改正する訓令

学校その他の教育機関の長に対する事務補助執行規程(平成8年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(所長及び館長に補助執行させる事務)

第4条 亀岡市立学校給食センターの所長、亀岡市立図書館の館長、亀岡市文化資料館の館長及び亀岡市教育研究所の所長に補助執行させる事項を次のとおり定める。

特に規定するもののほか、主管事務に係る亀岡市事務処理規程(昭和58年亀岡市訓令第2号)別表第1に規定する財務に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表(16)の項中「ある子」の次に「、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子」を、「日数」の次に「）（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあっては、これらの日数に1を加えた日数」を加え、同表(18)の項中

「

10日

」を「

7日

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程第6条の規定により、職員の配偶者が死亡した場合に該当するものとして別表の2の表(18)の項の休暇の承認を受けている職員については、この訓令による改正後の亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程別表の2の表(18)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第1号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1, 497人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

24, 944人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12, 472人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

平成30年4月8日執行予定の京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成30年3月16日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

省 略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1, 498人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

24, 954人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年3月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12, 477人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成30年3月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

平成30年4月8日 京都府知事選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	竹内光雄	省略	服部哲也	省略
	2	武内政一	省略	酒井敬仁	省略
東別院	3	今井淳喜	省略	山下直高	省略
西別院	5	石田敏之	省略	齋田善弘	省略
	6	大年功	省略	川田昌亮	省略
曾我部	7	坂口博實	省略	今西恵一	省略
	8	能勢博司	省略	数井克俊	省略
吉川	9	美馬義晴	省略	原田啓子	省略
穂田野	10	桂尚美	省略	松本久	省略
	11	森好次	省略	坂田泰孝	省略
本梅	12	西村久子	省略	森英美	省略
	13	今西紘史	省略	森敏郎	省略
畑野	14	山内勇	省略	齊藤和則	省略
	15	谷口文雄	省略	竹村直樹	省略
宮前	16	井内克久	省略	眞里谷努	省略
	17	森康平	省略	三宅晃圓	省略
	18	沖野正美	省略	内藤一彦	省略
大井	19	眞継公哉	省略	田中悟	省略
	20	齋藤隆	省略	森田幸治	省略
千代川	21	湯浅美樹雄	省略	山口悟史	省略
	22	俣野源幸	省略	俣野孝明	省略
馬路	23	松村淳一	省略	橋本泰典	省略
	24	人見實	省略	佐藤知草	省略
	25	古市幸弘	省略	中野明之	省略
旭	26	平井厚生	省略	平井透	省略
	27	市原靖夫	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	渡邊正満	省略	吉田千春	省略
	29	廣瀬英子	省略	西山寛	省略
	30	名倉勝	省略	鈴木智	省略
河原林	31	福島美樹	省略	綾野昌弘	省略
	32	関彰	省略	岩本尚志	省略
保津	33	廣瀬文章	省略	山口福子	省略
	35	日下部雅夫	省略	松永恵理子	省略
東本梅	36	中西顯	省略	土川有紀	省略
	37	木村憲文	省略	柳谷政人	省略
篠・東つじ	38	山田音弘	省略	岩崎盛雄	省略
西つじ	39	石黒健	省略	大西平四郎成人	省略
亀岡	40	芳野重徳	省略	太田健一郎	省略
篠	41	山本巖	省略	高木学	省略
南つじ	42	山田実	省略	名倉真也	省略
東別院	43	濱井一夫	省略	大石利之	省略
篠	44	小谷充	省略	木村公一	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成30年3月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地の8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町袖原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市葎田野生涯学習センター	亀岡市葎田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市葎田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地の1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成30年3月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日 時 平成30年3月22日
午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成30年3月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成30年3月22日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

平成30年4月8日執行 京都府知事選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成30年3月23日	岩崎多良	省略	岡野宗忠	省略
平成30年3月24日	俣野健一郎	省略	八田成雄	省略
平成30年3月25日	岩崎多良	省略	俣野健一郎	省略
平成30年3月26日	八田成雄	省略	岡野宗忠	省略
平成30年3月27日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
平成30年3月28日	岩崎多良	省略	岡野宗忠	省略
平成30年3月29日	八田成雄	省略	岩崎多良	省略
平成30年3月30日	俣野健一郎	省略	八田成雄	省略
平成30年3月31日	俣野健一郎	省略	岡野宗忠	省略
平成30年4月1日	八田成雄	省略	岡野宗忠	省略
平成30年4月2日	岩崎多良	省略	俣野健一郎	省略
平成30年4月3日	俣野健一郎	省略	岩崎多良	省略
平成30年4月4日	八田成雄	省略	岡野宗忠	省略
平成30年4月5日	岩崎多良	省略	岡野宗忠	省略
平成30年4月6日	八田成雄	省略	岩崎多良	省略
平成30年4月7日	俣野健一郎	省略	八田成雄	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成30年3月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

開票管理者	省略	岡野宗忠
同職務代理者	省略	岩崎多良

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

平成30年3月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1 開票場所

ガレリアかめおか
亀岡市余部町宝久保1番地の1

2 開票日時

平成30年4月8日
午後9時10分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

平成30年4月8日執行の京都府知事選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成30年3月22日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所

2 日時 平成30年4月5日
午後5時00分

「揭示済」

公平委員会欄

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

亀岡市公平委員会
委員長 小田博子

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

児童館	館長
中央公民館	館長
学校給食センター	所長

」

を

「

児童館	館長
学校給食センター	所長

」

に改め、同表備考中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項から第14項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市水道事業給水条例施行規程を次のように定める。

平成30年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市水道事業給水条例施行規程

亀岡市上水道事業給水条例施行規程（昭和58年亀岡市公営企業管理規程第11号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第2条—第14条）
- 第3章 給水（第15条—第22条）
- 第4章 料金等（第23条—第31条）
- 第5章 貯水槽水道（第32条）
- 第6章 雑則（第33条・第34条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水の方式）

第2条 給水の方式は、次のとおりとする。

- (1) 直結方式 給水栓まで直接給水するもの
- (2) 受水槽方式 受水槽への給水口まで給水するもの

2 前項各号に掲げる給水の方式は、給水装置ごとに水の使用量及び使用箇所等を勘案し、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定める。

（給水装置の設置基準）

第3条 給水装置は、1敷地に1装置とする。

ただし、次に掲げる場合で管理者が承認したときは、1敷地に2以上の独立した系統の給水装置を設置することができる。

- (1) 2以上の用途又は世帯が使用するための給水装置
- (2) 常時給水を必要とする事業所等において、水道事故等で断水することにより甚大な被害が生じると管理者が認めたとき。

（給水装置の構成）

第4条 給水装置は、分水栓、給水管、止水栓、給水栓及び水道メーター（以下「メーター」という。）等をもって構成する。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2 管理者が、水質、配水管等の水道施設及び他の給水装置等への影響がないと認めるときは、増圧給水設備を設けることができる。

（給水装置工事の申込み）

第5条 条例第5条第1項に規定する給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 管理者は、前項の申込みを承認したときは、給水装置工事承認書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

（利害関係人の同意書等の提出）

第6条 条例第5条第2項の規定により管理者が提出を求める書類は、次の各号の場合において、当該各号に定める書類とする。

- (1) 給水装置の新設等のため他人の所有地に給水管又は配水管を埋設しようとするとき
水道管私有地埋設承諾書（別記第3号様式）
- (2) その他特別の理由があるとき 管理者が求める書類

2 前項に規定するもののほか、管理者が必要と認めるときは、当該給水装置工事の申込みに係る土地・家屋の登記事項証明書及び建築物の確認通知書等の提出を求めることができる。

（配水施設等の設置申請）

第7条 条例第6条第2項本文に規定する配水施設等の設置の申請は、配水施設等設置申請書（別記第4号様式）により行うものとする。

（配水施設等の申込者による施行）

第8条 条例第6条第2項ただし書の規定により配水施設等工事の施行許可を受けようとする者は、配水施設等工事施行許可申請書（別記第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出しようとする者は、次の各号について配水施設等工事施行許可事前協議書（別記第6号様式）により、あらかじめ管理者と協議しなければならない。

- (1) 既設配水管の給水能力及び配水管の布設計画の概要
- (2) 取出口径及び工法
- (3) 布設口径（区域内、区域外）
- (4) 消火栓等附属設備
- (5) 設計業者及び施行業者
- (6) 費用負担
- (7) その他管理者が必要と認めた事項

3 管理者は、第1項の配水施設等工事施行許可申請書を審査し、法令及び管理者が別に定

める基準に照らして適切であると認めたときは、配水施設等工事施行許可書（別記第7号様式）を交付するものとする。

4 前項の許可書の交付を受けた者は、竣工検査に合格したときは、配水施設等帰属申出書（別記第8号様式）を管理者に提出しなければならない。

5 管理者は、前項の帰属申し出を受諾したときは、配水施設等帰属受諾書（別記第9号様式）により申出者に通知するものとする。

（配水施設等工事負担金）

第9条 条例第8条の規定により管理者が徴収する配水施設等工事負担金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 管理者が施行する工事に要する額
- (2) 管理者が施行又は認定した配水施設等工事の実設計における工事価格（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の5を乗じて得た額に100分の8を乗じて得た額
（給水装置工事の設計審査）

第10条 条例第9条第1項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行しようとするときは、給水装置工事施行承認申請書（別記第10号様式）を管理者に提出し、設計審査を受けなければならない。

2 前項の場合において、公道下の給水装置工事に係る道路占用許可申請を管理者に委任しようとするときは、道路占用申請依頼書（別記第11号様式）を管理者に提出するものとする。

3 条例第9条第2項の規定により管理者が設計審査を行う範囲は、次のとおりとする。

- (1) 直結方式のものにあつては、配水管又は他の給水管との分岐点から給水栓まで
- (2) 受水槽方式のものにあつては、配水管又は他の給水管との分岐点から受水槽への給水口まで

4 前項第2号の場合においては、受水槽以下の設計図を併せて管理者に提出しなければならない。

5 管理者は、設計内容を審査の結果、適当と認めるときは、条例第36条に規定する加入金が納付された後に、給水装置工事施行承認書（別記第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（給水装置工事の竣工検査）

第11条 条例第9条第2項の規定により給水装置工事の竣工検査を受けようとする者は、工事完了後5日以内に給水装置工事竣工検査申請書（別記第13号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の検査の結果、適当と認めるときは、給水装置工事竣工検査合格証（別記第14号様式）により申請者に通知するものとする。

（給水装置工事の変更及び取消し）

第12条 給水装置工事の申込者は、給水装置工事を変更し、中止し、又は取り消そうとするときは、直ちに給水装置工事変更（中止、取消）届（別記第15号様式）により管理者に届け出なければならない。

2 給水装置工事の申込者が管理者が指定する期日までに負担金、加入金及び手数料を納付しないときは、給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

（給水装置の施行基準）

第13条 条例第9条の規定により給水装置工事を設計し施行する場合の基準は、法令及び条例に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 給水装置を新設する場合の口径は、20ミリメートル以上とする。ただし、水量が不足するおそれのない場所であって管理者が認めるときは、13ミリメートルとすることができる。

(2) 既存の口径13ミリメートルの給水装置において、建物の増改築等により給水装置を改造する場合は、20ミリメートル以上に増径するものとする。ただし、改造後の水栓数が5栓以下のとき又は十分な水量が供給できないおそれがあることを申込者が了承するときは、この限りでない。

(3) 給水管は、原則として口径が300ミリメートル以下で、かつ、管理者が認めた配水管から分岐するものとし、その際の給水管の口径は、分岐元の配水管の口径より2段階以上小さいものとする。

(4) メーターの口径は、給水管の口径と同一とする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、1段階を限度に給水管の口径より小さいものとすることができる。

(5) メーターの口径と同一口径の給水管を設置することにより、明らかに給水能力が不足すると認められるときは、条例第6条第2項の規定により必要な延長の配水管を設置するものとする。

(6) 給水装置工事をしようとする敷地内に不要と認められる別の給水装置が残存しているときは、当該給水装置を撤去するものとする。

(7) 前各号に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

（工事費の算出方法）

第14条 条例第12条に規定する管理者が施行する給水装置工事の費用の算出は、次の各号による。

(1) 設計費は、給水管の呼び径及び給水工事の種類に応じて管理者が別に定める。

(2) 材料費は、その工事に使用する材料の数量に管理者が別に定める材料価額を乗じて算出する。

(3) 運搬費は、配管材料、機械、工具等を対象として管理者が別に定める。

- (4) 労力費は、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業に従事する配管工又は人夫の賃金の額を乗じて算出することとし、労力費算出歩掛、配管工及び人夫の賃金の額については、管理者が別に定める。
- (5) 道路復旧費は、その工事による道路の掘削跡復旧面積に管理者が別に定める単価額を乗じて算出する。ただし、砂利道路その他道路管理者が復旧するものについては、道路管理者が別に定める。
- (6) 工事監督費及び間接経費は、それぞれ材料費と労力費の合計額に管理者が別に定める率を乗じて算出する。

第3章 給水

(給水契約の申込み)

第15条 条例第18条に規定する給水契約の申込みは、給水契約申込書（別記第16号様式）により行うものとする。ただし、当該申込書以外によることを妨げない。

(代理人の選定等の届出)

第16条 条例第19条の規定による給水装置の所有者の代理人の設置又は変更の届出は、代理人設置（変更）届（別記第17号様式）により行うものとする。

(総代理人の選定等の届出)

第17条 条例第20条の規定による総代理人の選定又は変更の届出は、総代理人選定（変更）届（別記第18号様式）により行うものとする。

(メーターの設置基準)

第18条 条例第21条第2項に規定するメーターは、次の基準により設置する。ただし、管理者がこの基準により難いと認めたときは、この限りでない。

- (1) メーターは、直結方式にあつては給水装

置ごとに1個、受水槽方式にあつては受水槽ごとに1個とする。

- (2) メーターの設置位置は、公道に近接する敷地内で、公道との境界から1メートル以内で、かつ、公道から高低差1メートル以内とする。

(メーターの貸与及び保管)

第19条 条例第22条第1項に規定するメーターの貸与は、水道メーター出庫申請書兼保管証（別記第19号様式）により行うものとする。

- 2 メーターの貸与を受けた者は、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物を置き、又は工作物を設けてはならない。

- 3 前項の規定に違反したときは、条例第44条第2号の規定を適用し、その者の給水を停止することができる。

- 4 水道の使用者又は総代人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）は、メーター及び附属器具を亡失し、又は毀損したときは、直ちに、管理者に届け出なければならない。

(メーターの位置変更)

第20条 水道使用者等は、メーターの位置を変更しようとするときは、管理者に申し出なければならない。

- 2 前項の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(届出)

第21条 条例第23条第1項各号に該当する場合の届出は、次の各号に定める届出書により行うものとする。

- (1) 水道の使用をやめるとき 水道使用中止届（別記第20号様式）
- (2) 演習のため消火栓を使用するとき 消火栓使用届（別記第21号様式）
- (3) 臨時用に使用するとき 水道臨時使用届（別記第22号様式）

2 条例第23条第2項各号に該当する場合の届出は、次の各号に定める届出書により行うものとする。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき 水道利用者変更届（別記第23号様式）
- (2) 共用給水装置の利用戸数等に異動があったとき 共用給水装置利用戸数等異動届（別記第24号様式）

（給水装置等の検査）

第22条 条例第25条第1項に規定する給水装置又はメーターの機能若しくは水質の検査の請求は、給水装置等検査請求書（別記第25号様式）により行うものとする。

2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要するときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 給水装置について、その構造、材質若しくは機能又は漏水について通常検査以外の検査を行うとき。
- (2) 水質について、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

3 管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことがある。

第4章 料金等

（資料提出の請求）

第23条 管理者は、条例第29条に規定する使用水量を認定しようとするときは、水道の利用者に必要な資料の提出を求めることができる。

（使用中止の届出のない場合の料金）

第24条 条例第23条第1項の規定による水道の使用の中止の届出がないときは、水を使用しない場合でも基本料金を徴収する。

（料金概算額の徴収）

第25条 条例第33条第1項に規定する臨時使用の場合の概算料金の前納額は、土木工事、建設工事、興行等のため、臨時に給水装置を使用する場合において、使用予定期間中の料金概算額とする。

（料金等の納期限）

第26条 料金その他条例の規定による納入金の納期限は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 料金にあつては、納入通知書の方法による場合は、納入通知書を発した日の翌日から14日とし、口座振替の方法による場合は、管理者が別に定める振替指定日とする。
- (2) 手数料その他の納入金にあつては、納入通知書を発した日の翌日から14日とする。

（口径加入金）

第27条 条例第36条第1項の表の1の部の管理者が定める口径加入金の額は、次のとおりとする。

メーターの口径	加入金の額
150ミリメートル	7,500,000円
200 "	10,000,000円

（給水面積加入金）

第28条 条例第36条第1項の表の2の部に規定する給水対象敷地面積は、次に掲げる土地の登記簿上の面積とする。ただし、管理者が認めたときは、実測面積とすることができる。

- (1) 給水を必要とする施設のある土地
- (2) 給水を必要とする施設を設置しようとする土地
- (3) 前2号のほか、管理者が給水対象敷地と認めた土地

2 条例第36条第1項の表の2の部に規定する宅地造成地の造成敷地から除く公共用地は、道路、緑地、広場、河川、運河及びその他水路の用に供する用地とする。

3 前項の公共用地の用途を変更し、給水の申

込みをする場合は、用途変更面積に応じた給水面積加入金を徴収する。

(水道未普及地域加入金等)

第29条 条例第36条第2項の表の1の部に規定する管理者が規程で定める区域及び加入金の額は、次のとおりとする。

給水区域	加入金の額
畑野町の一部の区域	980,000円

2 条例第36条第2項の表の2の部に規定する管理者が規程で定める区域及び加入金の額は、次のとおりとする。

給水区域	加入金の額
旧犬甘野簡易水道の給水区域	110,000円
旧柚原簡易水道の給水区域	50,000円

(加入金の徴収の特例)

第30条 条例第36条第3項ただし書の規定により管理者が特に認める場合は、条例第6条第2項ただし書の規定による配水施設等工事に併せて給水装置の一部を新設する場合であって、内部装置に係る給水装置工事の申込時にその工事申込者から口径加入金、水道未普及地域加入金及び旧簡易水道地域加入金を徴収する場合とする。

(料金等の軽減又は免除)

第31条 条例第39条の規定により軽減又は免除を受けようとする者は、必要書類を添付し、水道料金等減免等申請書(別記第26号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合は、審査のうえ、減額又は免除の適否を決定し、水道料金等減免等決定通知書(別記第27号様式)により申請者に通知するものとする。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第32条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、京

都府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

第6章 雑則

(従事者証の提示)

第33条 管理者は、水道法第17条第1項の規定による給水装置の検査及び条例の規定による水道メーターの点検、水道料金の徴収、給水の停止その他給水業務に従事する職員に給水装置立入検査員証又は水道給水業務従事者証(別記第28号様式)を交付する。

2 前項の業務に従事する職員は、当該証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に改正前の亀岡市上水道事業給水条例施行規程(昭和58年亀岡市公営企業管理規程第11号)に基づいてなされた許可、届出その他の行為でこの規程中相当する規定があるものは、この規程によりなされたものとみなす。

3 この規程の施行の際現に存する予納金の取扱いについては、なお従前の例による。

4 この規程の施行の際現に使用している様式は、当分の間所要の修正をして使用することができる。

別記様式 省略

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第1号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、平成30年3月16日から平成30年3月30日までの期間、亀岡市上下水道部お客様サービス課において、縦覧に供する。

平成30年3月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 供用及び汚水の処理を開始する年月日
平成30年3月31日
- 2 供用及び汚水の処理を開始する区域
千代川町湯井良筋、高野林高ノ畑、大井町小金岐、並河（前脇・堂又・亀ヶ淵・2丁目）、余部町（清水又・樋又・法蔵寺・北町川筋）、上矢田町下垣内、中矢田町（オノ溝・馬場ノ溝）、東つつじヶ丘都台2丁目、篠町篠上中筋、夕日ヶ丘3丁目、浄法寺中村、馬堀伊賀ノ辻、曾我部町法貴茶屋下又、寺長縄手、吉川町穴川平等寺、吉田天田、礪田野町佐伯西ノ辻の各一部
- 3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 4 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
(1) 位置：京都府亀岡市三宅町八田1番地
(2) 名称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程

(亀岡市立病院処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院処務規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「地域連携室」を「患者支援センター」に改める。

第4条第1項中「、消化器センター長」を削り、同条第4項中「地域連携室」を「患者支援センター」に改める。

第5条第2項を削り、同条第3項中「及び消化器センター長」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項第1号中「、消化器センター長」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「、消化器センター長」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「地域連携室」を「患者支援センター」に改め、同項第1号中「、消化器センター長」を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項第1号中「、消化器センター長」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項第1号中「、消化器センター長」を削り、同項第3号中「、主任

あん摩マッサージ指圧師」を削り、同項を同条第7項とし、同条第9項第1号中「、消化器センター長」を削り、同項を同条第8項とする。

「第1順位 病院長

第6条中 第2順位 消化器センター長

第3順位 副院長」

を「第1順位 病院長
第2順位 副院長」に改める。

(亀岡市立病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院事務決裁規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第11条中「地域連携室長」を「患者支援室長」に改める。

第18条中「消化器センター長」を「副院長」に改める。

別表中「、消化器センター長」を削る。

(亀岡市立病院会議規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院会議規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、消化器センター長」を削る。

第4条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

(亀岡市立病院文書取扱規程の一部改正)

第4条 亀岡市立病院文書取扱規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「地域連携室「病連」」を「患者支援センター「病支」」に改める。

(亀岡市立病院公印規程の一部改正)

第5条 亀岡市立病院公印規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項中「地域連携室長」を「患者支援室長」に改める。

別表第2中

「	15	「	15	」						
	<table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td style="text-align: center;">亀岡市立病</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">院地域連携</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">室長之印</td></tr> </table>	亀岡市立病	院地域連携	室長之印	を	<table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td style="text-align: center;">亀岡市立病</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">院患者支援</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">室長之印</td></tr> </table>	亀岡市立病	院患者支援	室長之印	に改める。
亀岡市立病										
院地域連携										
室長之印										
亀岡市立病										
院患者支援										
室長之印										
	」		」							

(亀岡市立病院診療情報開示規程の一部改正)

第6条 亀岡市立病院診療情報開示規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「消化器センター長とし、委員には、副院長」を「副院長とし、委員には」に改める。

(亀岡市立病院防火管理規程の一部改正)

第7条 亀岡市立病院防火管理規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

消化器センター長	
副院長	

」を

「

副院長	
-----	--

」に改める。

別表第2中

「

地域連携室	地域連携室長
-------	--------

」を

「

患者支援センター	患者支援室長
----------	--------

」に、

「消化器センター長室」を「副院長室」に改める。

(亀岡市立病院公用車使用規程の一部改正)

第8条 亀岡市立病院公用車使用規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、消化器センター長」を削る。

(亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第9条 亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第4号)

の一部を次のように改正する。

別表中「、センター長」及び「、主任あん摩マッサージ指圧師、あん摩マッサージ指圧師」を削る。

(亀岡市立病院職員就業規程の一部改正)

第10条 亀岡市立病院職員就業規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、消化器センター長」を削る。

(亀岡市立病院職員被服貸与規程の一部改正)

第11条 亀岡市立病院職員被服貸与規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤嘱託職員」を「非常勤職員」に改める。

(亀岡市立病院旅費支給規程の一部改正)

第12条 亀岡市立病院旅費支給規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市長等の項中「消化器センター長」を削り、同表4級以上の職務にある者の項中「2級」を「1級」に改め、「、消化器センター長」を削り、「5級」を「4級」に改め、同表1級から3級までの職務にある者及びその他の職員の項中「医療職給料表(1)の1級の職務の級にある者」を削り、「4級」を「3級」に改める。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第13条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成29年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第10条第5項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第28条中「非常勤嘱託職員」を「非常勤職員」に、「亀岡市臨時職員取扱規則」を「亀岡市臨時的任用職員取扱規則」に、「亀岡市非常勤嘱託職員取扱規則」を「亀岡市非常勤職員取扱規則」に改める。

別表第6中

4級	5種	46,300円
	6種	40,700円

を削り、

「330,000円」を「400,000円」に改める。

別表第9中

「

職務の級が7級であった者	職務の級が4級であった者
--------------	--------------

」を

「

職務の級が7級であった者	職務の級が5級であった者 職務の級が4級であった者
--------------	------------------------------

」に改める。

附則第3項中「行政職給料表の5級及び6級のもの」の次に「、医療職給料表(2)の5級及び6級のもの」を加え、ただし書を削る。

附則第4項から第12項までを削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」